

平成23年第6回上里町議会定例会会議録第4号

平成23年9月20日（火曜日）

本日の会議に付した事件

日程第22 一般質問について

出席議員（12人）

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番		6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	杳澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員（1人）

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	町民環境課長	木村隆之君
福祉こども課長	関根健次君	健康保険課長	高杯一美君
まち整備課長	岩田貞祐君	産業振興課長	吉田雅幸君
下水道課長	豊田昇君	人権共生課長	河野光彦君
学校教育課長	山口正彦君	生涯学習課長	庄邦雄君
水道課長	飯塚邦男君	指導室長	福嶋慶治君

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 主 任 戸矢信男

◎開 議

午前9時9分開議

○議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

お諮りします。

本日、5番納谷克俊議員から、本定例会に通告していました一般質問について取り下げをしたい旨の申し出がありました。申し出のとおり、一般質問の通告を取り下げることにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり一般質問は取り下げることになりました。

一般質問の取り下げの決定に伴い、配付してあります一般質問通告一覧表より、5番納谷克俊議員の通告の削除をお願いいたします。

◎日程第22 一般質問について

○議長（伊藤 裕君） 日程第22、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号2番山下博一でございます。

議長から許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問をさせていただきます。

さて、今回私の一般質問は4点であります。

1点目、23年産米の放射性物質調査について、2点目、上里中学校校庭夜間照明設備について、これは校庭夜間照明設備を、埼玉県が復活させようとしているドクターヘリの利活用についての提案でございます。3点目、休日保育事業について、4点目、上里ゴルフ場の経営についてでございます。

まず、1点目の23年産米の放射性物質についてでございます。

(1)町内23年産米放射性物質の調査方法等について伺います。

まず、春の訪れが近い3月11日、日本中を震撼させた東日本大震災が発生しました。我々の住む上里町も、震度5の地震に見舞われました。一方では、地震と同時に発生した福島第一原

発の放射能の飛散被害であります。いまだに収束の見通しが見えない状況であります、スピード感のある一刻も早い復旧が待ち望まれます。

埼玉県は、9月16日、ホームページで県産の生茶、荒茶、製茶、飲用茶について、国と協議の上、放射性物質の調査を実施してきました。5月から7月にかけて調査した38検体は、暫定規制値以下でした。国の検査で製茶の一部から規制値を超える放射性物質が検出されました。このため、埼玉県茶業協会は既に登録検査機関で検査済みのものを除き、9月14日から狭山茶の全銘柄の出荷を停止することになりましたと報告しています。

さて、本町も23年産米を収穫する実りの秋を迎える時期になりました。いよいよ消費者の食卓に乗るお米について質問させていただきます。

先日、稲作農家に向けた、県、本庄農林振興センターほか本庄市などの各自治体、埼玉ひびきの農協連名で、お米の放射性物質の調査を行いますとの通知が届きました。町ではこの6月に収穫された地元の小麦から、放射能物質は微量ではありますが、検出されたと報告されています。埼玉県では県産米の収穫時期とあわせ、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質の影響調査を米の生産がある県内の全市町村を対象に実施します。また、生産者などに対しては、各市町村における本調査の結果が判明し、安全が確認できた後、米の出荷をするようお願いしますとあります。

これは、町内で生産された米の安全・安心を確認する意図があります。消費者の心配を軽減する意味からも、お米はもみ殻での収穫、精米、お米をとぐという段階を経て、消費者の口に入りますので、放射性物質の影響もかなりゼロに近い状況になります。

今回の調査では、生産地の土壌を調査した上で、お米を収穫前の予備調査、収穫後の本調査と2段階で実施するため、もみ殻を玄米化したものを検体として採取し、分析を行うことになっています。この23年産米の放射性物質調査方法と、調査状況について町長にお伺いします。

(2)暫定規制値と安全性宣言等について伺います。

お米については生産農家数が多く、小麦と違い農家による直接販売などが可能で、あらゆる流通形態が考えられます。予備調査で放射能セシウム濃度が200ベクレルを超えた市町村では、本調査で重点的に行うことになっています。国が定めた放射性濃度が検査の基準である暫定規制値をクリアして、消費者が口に入れても安全ですとお墨つきを与える暫定規制値は、どのように設定されているのか。また、我が町で生産されたお米が安心して食べられるとの安全宣言について、生産者はもとより消費者にどのように伝えていただけるのか町長にお伺いします。

(3)安全性確認で出荷制限されるお米の措置等について伺います。

市町村単位の安全性確認で、その調査結果が国が定めた暫定規制値を超えた場合は出荷できませんとしています。余り想定したくはありませんが、仮に出荷制限の対象となってしまった

区域で生産された米については、出荷、販売を禁止するだけでは出荷制限の実効性を疑うことになってしまいます。また、米は長期保存が可能であります。国が出荷制限を指示した場合、損害賠償の請求が可能か、当該米の処置は廃棄するとしていますが、仮の話で恐縮ですが、放射能汚染された米を勝手に廃棄できません。そのお米の処置等について町長にお伺いします。

2点目、上里中学校校庭夜間照明設備についてであります。

(1)校庭夜間照明設備の現状について伺います。

国の体育スポーツ施設は、その全体の54%を占めると言われる学校体育施設を、地域住民の身近なスポーツ活動の場として活用することが重要な課題となっています。そのため、学校体育施設の開放を促進するとともに、従来から市町村教育委員会が実施する学校体育施設開放事業や夜間照明施設、クラブハウス等の整備事業に対して、助成措置が実施されてきました。

この助成措置を受けて、上里中学校に夜間照明設備が設置されました。この施設は、当時の文部省が昭和52年度体育施設整備、学校体育施設開放・屋外運動場照明施設建設の補助事業を受けて、上里中学校校庭に複数の運動種目が実施できるように計画されたものであります。

昭和52年当時の広報かみさによりますと、余暇の健全利用と町民の体力向上をねらいとした夜間照明施設工事が、7月下旬完成を目途に始まりますとあります。身近にスポーツを親しめる環境の整備、地域におけるスポーツの振興を目的とする拠点施設整備が夜間照明施設であります。上里町はこの上里中学校における夜間照明設備は、一部節電対策として消灯している部分がありますが、屋外学校施設としての課題等について、特に管理面等について町長にお伺いします。

(2)上里中学校校舎建て替えに伴う校庭夜間照明設備の計画について伺います。

上里中学校は、耐震化対策として平成24年8月から新校舎建設着工が予定されています。学校施設の防災機能向上のためからも、施設の耐震性など安全性の確保は極めて重要な課題であります。学校施設の安全性確保に伴い、現行夜間照明設備の切りかえが必要と思います。

具体的な計画がされていると思いますが、夜間照明設備の一時利用停止時期、夜間照明設備の配線・配置変更、利用の再開時期など、いかがお考えでしょうか、町長に伺います。

(3)防災センター機能と設備維持するための、校庭夜間照明設備の利用規則等についてお伺いします。

学校施設の防災機能向上の必要性についてであります。現在、政府においては国民生活の基盤となる安全・安心の確保が大きな課題となっている中、災害対策基本法に基づき、地震対策にかかわる特別措置法の制定や、地震災害に関する各種戦略等の策定など、大規模地震の発生に備えたさまざまな防災対策が順次進められてまいりました。これら災害対策の避難対策についても、中央防災会議の専門調査会において、首都直下型地震時の避難対策の検討や、内閣府

において要援護者の避難支援など、きめ細かな検討が始められています。

このような状況において、総務省消防庁の調査によれば、平成18年度現在、災害時に防災拠点となる公共施設のうち、約6割が学校施設で占められております。学校施設は災害時に避難所として重要な役割を担うことが求められています。

一方、埼玉県では24時間運航を行っている防災ヘリコプターを活用した早朝・夜間におけるドクターヘリ運航を、平成21年7月から開始しました。ただし、現在防災ヘリは22年7月、秩父山中の事故の影響で休止中ということであります。国内のドクターヘリの運航はいずれも日中に限られており、防災ヘリとの連携による365日24時間のドクターヘリ体制は、全国初の施策でした。

この運航では、消防本部からの出動要請を受けた防災ヘリが、救急医療用資機材を搭載して防災航空センターを出動し、協力病院である埼玉医科大学国際医療センターで医師、看護師等を搭乗させ、救急現場に向かいます。現場では、夜間照明設備のある防災基地等で患者を防災ヘリに収容し、移動スタッフが治療を行いながら患者を病院へ緊急搬送いたします。

ドクターヘリは要請から5分以内に出動、県内の最も遠い地域にも20分以内に到着することができます。このため、医師による早期治療を開始するとともに、短時間のうちに医療機関へ患者を搬送することができます。医師が同乗して現場に向かうことにより、要請元病院の医師がドクターヘリに搭乗しなくても済み、地域の救急医療体制を確保することが期待されています。

私は、昨年12月定例議会の一般質問で、救急医療等について質問させていただきました。救急医療機能の充実が課題であると認識しました。災害発生時の避難所としての学校施設が使用できることにより、夜間照明設備の利用は救急医療、防災センター機能を充実させ、夜間でもドクターヘリの離着陸可能な施設として活用できることにより、町民の安全・安心につながると思いますが、いかがでしょうか。

今後は夜間照明設備を活用した救急医療、防災センター機能等について、役場災害対策部署、消防関係者、教育委員会等で検討し、スポーツ施設としての利用手続や利用者の負担、緊急時の既設利用等を定めた規則または条例化等を検討していただきたいと思います。町長の見解を伺います。

3点目、休日保育事業について。

今年のスポーツの話題は、女子サッカーなでしこジャパンの活躍であります。男女共同参画の時代、少子・高齢化社会を迎えるに当たり、今まで以上に女性が活躍する時代の到来であります。女性の子育て支援、仕事を支援する環境の整備が必要と感じております。

(1)休日保育事業の利用状況等について。

少子化が進む中、各自治体は子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。休日保育は、保育所等を利用しているお子さんと、保護者の勤務形態等の都合により、日曜祭日が家庭で保育できない場合など、休日保育事業を実施し、仕事と子育ての両立支援を目的としています。厚生労働省は、7月から9月に実施される企業の節電対策に対応して、全国の保育所で行われる延長保育や休日保育などについて、5月に都道府県へ通知しました。各市町村においては、保育所を通して保護者のニーズを調査するなどの方法により、可能な限り延長保育、休日保育及び家庭的保育事業の需要量を把握することとあります。

また、6月28日付の日経新聞埼玉欄では、県内自治体が相次ぎ、夏期の休日保育を拡充させているとの記事がありました。休日保育を実施する市町として、上里町が児玉郡市で唯一埼玉県のマップに記載されていました。

上里町は、就労形態の多様化に伴い、仕事や子育てなど家庭生活との両立を支援するとともに、安心して子育てのできる環境を整備しています。具体的には、放課後児童対策事業をはじめとして、児童福祉事業に先進的に取り組んでいる自治体と言えるでしょう。従来の延長保育、一時預かり事業等に加え、本年度から取り組んだ休日保育事業等の利用状況と、それに伴う財政等の課題について町長にお伺いします。

(2)男性と女性の子育てと仕事に参画できる社会実現のため、休日保育等の今後の事業計画について伺います。

女性が仕事を通して社会参加する環境の整備が急がれています。経団連は、電力需給対策に伴う企業の就業時間などの変更に伴い、保育所などによる休日における保育について要望がなされています。上里町は公立・私立保育園により、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育等を実施しています。町の次世代育成支援行動計画では、保育サービス、放課後児童健全育成事業、その他の次世代育成支援対策にかかわる事業について、平成20年度の実績や利用状況及び現状のサービス基盤の設置状況を踏まえ、平成26年度における目標事業量を設定しています。

通常保育事業、延長保育事業、夜間保育事業、トワイライトステイ事業、休日保育事業、一時預かり事業、まさにファミリーレストランさながらのメニューを用意しています。この事業計画については、原発問題、円高に伴う国内空洞化、少子化等目まぐるしく変わる社会環境の変化に対応しなければならないかと思います。このことについて見直しが迫られる状況ではありますが、この事業計画、平成26年度の目標量に関連した利用者数や保育所等の状況について、町長にお伺いいたします。

4点目、上里ゴルフ場の経営についてであります。

上里ゴルフ場の施設用地、建物等、資産合計約18億円は、平成21年4月、上里町に無償譲渡

されたと伺っております。現在、町はこのゴルフ場の運営を株式会社さいたまリバーフロンティアへ委託しております。

(1)経営状況について伺います。

上里ゴルフ場については、昨年4月の天候不順や夏場8月、9月の猛暑、3月に起きた東日本大震災の自粛ムードでキャンセルが相次いだ影響もあって、著しい入場者数の減少があるかと思えます。したがって、上里ゴルフ場は過去の売上高、入場者数と比較しても、かなり厳しい経営状況にあると思えます。

また、現在のデフレ状況の中、町長もかなり営業努力をしている様子も伺えますが、上里ゴルフ場の平成22年度利用状況と震災後の利用状況について、町長にお聞きいたします。

(2)上里ゴルフ場の経営改善計画についてお伺いいたします。

埼玉県ゴルフ場の多くは、一時高速道路の休日1,000円により、入場者数が近隣の他県に流れてしまった状況にあると言われています。上里ゴルフ場の過去の経営状況の不振から判断して、赤字経営から脱却するにはかなりの努力が必要かと思えます。現在の料金設定等を考慮し、一般的に言われる損益分岐点経営で分析した結果で判断しても、年間入場者数が約4万人の確保が必要と思われます。平成21年度年間入場者数は3万549人ですから、入場者数を約1万人増やして赤字経営からの脱却を図らなければなりません。

一方、隣の群馬県企業局は、県内ゴルフ場の独自の評価を実施しています。A B Cランクの3段階評価で、サービス内容、食堂・売店、施設維持管理で独自の評価をし、経営改善を実施して、顧客満足の向上につなげています。具体例を挙げますと、冬場の寒い朝、スタート地点で甘酒のサービスをしています。夏場はかき氷のサービスをしているそうでございます。

町は現在、国土交通省に申請準備中のスマートインターの早期完成が望まれています。これが完成すると、上里ゴルフ場においても高速道路からのアクセスが改善して、今後の入場者数の増加に寄与すると思われます。まず、上里ゴルフ場においては外部の経営評価手法や自らの評価を取り入れて経営改善すること。町としても年間入場者数1万人増加を支援するため、「こむぎっち」等を活用した支援イベント等を開催したらと思えますが、町長の見解を伺います。

以上で、第1回目の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(伊藤 裕君) 2番山下博一議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長(関根孝道君) それでは、山下博一議員の質問に順次答弁をさせていただきます。

まず1番の、23年度米の放射性物質の調査方法についての①の町内23年度産米、放射性物質

の調査方法等についてでございますが、米は国民の主食であり、摂取量が多く、野菜等の他品目と比べて生産量も多いことに加え、生産農家も極めて多く、麦と異なり、農家による直接販売等も含め多様な流通形態があることから、埼玉県は米の放射性物質の調査を全市町村において行うこととなっておりますところでございます。

調査は収穫前の段階で、あらかじめ放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査、収穫後の段階で放射性物質濃度を判定し、出荷制限の要否を判断するための本調査の２段階になっております。予備調査につきましては、空間放射線量を県内116カ所で調査した結果、空間放射線量が相対的に高かった三郷市、吉川市、八潮市の３市が該当しております。

また、本調査につきましては、米の生産がない新座市、三芳町を除く62市町村において、１点ずつ収穫の早い品種（コシヒカリ等）の玄米をサンプル採取して実施することになっております。

上里町については、町内で比較的早く収穫する生産者の倉庫において、対象となる米穀を詰めた袋のうち、ランダムに選んだ100袋の紙袋刺し（22グラム程度採取）で、各袋１カ所を採取し、２キログラム以上の調査試料を作製する予定でございます。９月20日に、埼玉県による国の指定分析機関である財団法人日本食品分析センター多摩研究所に送付する予定となっております。なお、９月８日までに県内37市町において予備調査・本調査が実施されましたが、すべての地点において放射性物質は検出をされていなかったというお話を伺っております。

次に、暫定規制値と安全性宣言等についてでございますが、米に係る放射性セシウム暫定規制値につきましては、厚生労働省において１キログラム当たり500ベクレルと定められております。500ベクレル設定基準につきましては、まず原子力安全委員会において、放射性セシウムを含む食品の摂取による体内での被曝の年間線量限度を５ミリシーベルトとしております。

次に、食品全体を５つの群、飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他に分け、５つの群に食品全体の年間限度である５ミリシーベルトを均等に割り当てて、各食品群の年間線量限度を１ミリシーベルトとしております。そして、それぞれの食品群ごとに年間摂取量等を考慮して、年間の線量が１ミリシーベルトを超えないように設定されたものでございます。この規制値につきましてはあくまでも暫定値でございますが、この数値に基づいて国・県において影響調査を実施し、規制値を上回るものについては出荷制限の措置をとることとしておるものでございます。

なお、上里町におきましては、９月20日に調査機関に送付して、９月下旬に調査結果が出ることとなっております。調査結果がわかり次第、役場庁舎、埼玉ひびきの農業協同組合本・支店、上里営農経済センター、本庄農林振興センターに掲示して公表するほか、町のホームページ

ジにも掲載し、生産農家の方には安心して出荷し、消費者の方には安心して新米を召し上がっていただきたいと考えておるところでございます。

次に、③安全性確認で出荷制限されるお米の処置等についてでございますが、万が一調査において暫定規制値を上回った場合は、原子力災害対策特別措置法に基づく本部長指示により、市町村単位で出荷を制限することとなっております。出荷制限の対象となった区域で生産された米につきましては、食糧法省令の改正を行い、廃棄処分を義務づけるとともに、損害賠償請求をリンクさせることになり、より出荷制限の実効性を担保することとなっております。また、出荷制限の対象となった米の処理については、現時点では具体的な基準が示されておませんが、国・県から指示に従って、適切に廃棄を行うこととなります。

農家の方には、調査結果が出るまで出荷・販売等を待っていただくことになり、御不便をかけることにもなりますが、調査をして安全性が確認される地域のお米だけが流通することにより、消費者に安心してお米を買っていただくことが、結果的に農家の利益につながるものと考えておるところでございます。

次に、上里中学校校庭夜間照明設備について、①の校庭夜間照明設備の現状についての御質問でございます。

上里中学校校庭の夜間照明設備は、当時の文部省の助成を受け、昭和52年に余暇の健全利用と町民の体力向上を目的に12基の照明灯が設置され、ソフトボールをはじめとしてさまざまな屋外スポーツに利用されてきました。現在では、主にサッカー、野球、ソフトボールの練習をはじめ、町民体育祭の練習などに年間1万2,300人程度の方が利用しておるところでございます。

設備も設置してから34年が経過し、老朽化並びに毎年のように発生する落雷事故により、7基の点灯が困難となり、現在では5基の点灯で利用していただいております。照明設備の利用に関しましては、上里町立小・中学校施設の開放に関する規則により、上里中学校校庭は月曜から金曜までの夜間だけの開放施設となっております。利用者は事前の申し込みの後、町民体育館で照明設備の鍵を借り受け、点灯しますが、主電源につきましては1週間単位のタイマーにより点灯時間の管理をしておるところでございます。

年間の維持管理といたしますと電気料ですが、上里中学全体での電気料のため、照明設備分としては明確ではございませんが、上里北中学校との比較等から、おおむね月10万円程度ではないかと思われます。また、今夏の電力不足に対応する節電対策といたしまして、7月から9月までの間、利用日を週3日とするとともに、消灯時間を早めることにより、利用時間を短縮して利用していただいております。

また、修繕等につきましては、小規模の修繕は行っておりますが、大規模修繕については上

里中学校校舎の建て替え工事の関連もございますので、状況を見ながら行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、②の上里中学校校舎の建て替えに伴う校庭夜間照明設備の計画についてでございますが、上里中学校の建て替えについては、基本構想をもとに基本設計を現在進めており、早期に完成をさせていきたいと思っております。今後起こる可能性のある地震や災害にも耐えられ、学校施設の防災機能の向上を図りつつ学習環境を整備してまいりたいと、このように思っておるところでございます。建設工事は長期間に及ぶため、大変御迷惑をおかけすることになるかと思いますが、絶大なる御協力を切にお願いをしたい、このように思っております。

夜間照明設備の一時利用停止時期についてですが、建て替え工事中は資材置き場や関係車両の駐車場等への使用に、相当広い面積が必要となります。夜間照明設備の配電設備と照明灯の北側2カ所が校舎の底地になり、西側3カ所の照明灯が工事用の敷地にかかって使用できなくなってしまうと考えております。

夜間照明施設は昭和52年に設置され、34年を経過し、大変老朽化しており、残ったグラウンドで夜間照明設備を一時的に利用するには、配電施設の新設や配線の引き直し、残った照明灯の改修等、相当な費用がかかると考えております。夜間照明の利用状況と残ったグラウンドの面積、改修等の費用を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

次に、配置変更・利用の再開時期については、校舎棟、特別教室棟、屋内体育館を整備し、旧体育館を解体した後、跡地を含む全体利用計画の中でグラウンドの利用を考え、全体の校庭整備を計画してまいりたい、このように思っておるところでございます。全体的なグラウンド利用につきましては今後考えてまいりますが、併せて夜間照明施設の全体計画についても検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、防災センター機能等設備維持するための、校庭夜間照明設備の利用規則についての御質問をいただいたところでございます。

平成23年8月現在、災害時に防災拠点となる公共施設のうち、約6割が学校及び児童福祉施設で占めており、災害時の避難所として設定されております。

この避難所としての指定につきましては、維持管理機能、災害弱者対策、教育機能の維持が重要となってまいります。この観点から、使用場所の優先順位につきましては、教育委員会等と十分な協議を進めてまいりたいと思っております。

また、上里町におけるドクターヘリの対応につきましては、現在、昼間の臨時離発着場としたしましては、堤調整池、忍保パブリック公園、大字嘉美にございます児玉工業団地内の広域消防訓練所の3カ所が指定されております。あくまで広域消防本部とドクターヘリの連携がしやすいように指定しているもので、災害時等の緊急時には機長の判断により、各小・中学校の

校庭等でも離発着のスペースが確認できれば、離発着は可能とのことでございます。

また、夜間の離発着場につきましては、現在埼玉県内に13カ所ございます。こちらは航空法に基づき指定された飛行場とされており、そのほとんどが防災基地や病院の敷地内となっておりますが、児玉郡市につきましては近隣の県防災基地や指定病院がないため、特例として本庄市沼和田、利根川河川敷内に1カ所指定されておるところでございます。

なお、県防災航空センターによりますと、ナイター設備を持った学校というだけでは、航空法に基づいた飛行場として指定を受けるのは難しいとのことでございますが、今後、県防災航空センター、広域消防本部、教育委員会とも協議をし、救急医療防災センターとしての機能を備えた夜間の臨時離発着場として指定可能かどうかを検討してまいりたいと思っております。また、スポーツ施設として利用者負担や、緊急時の施設利用等を定めた規則、または条例化等についても検討してまいりたいと思っておるところでございます。

次に、休日保育事業について、休日保育の利用状況等についての御質問でございますが、今年度夏期電力需給対策において、7月から9月の3カ月間、大企業を中心に電力需要の比較的小ない早朝・夜間及び休日に就業時間を変更するなどの取り組みがなされ、町においては該当する保護者の就労状況の変更に対応するため、町内保育園において延長保育事業、休日保育事業を実施したところでございます。

6月に町内の保護者からアンケートをとり、その結果、7月から9月の3カ月間行うこととし、土曜日の延長保育の利用者は、長幡保育園で1人、中央保育園で3人、合計4人が利用しています。また、日曜日・祝日の休日保育の利用者は、中央保育園で1人の利用者がありました。費用につきましては、保護者の負担がありません。国の電力需要対策に対応した休日保育特別事業として、延長保育特別事業、休日保育特別事業ともに基準額に対し、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担となっておるところでございます。

次に、②の男性と女性が子育てと仕事に参画できる社会実現のため、休日保育等の今後の事業計画等についての質問でございます。

町では平成17年3月に、「地域も子育て親育ち、安心して子育てできる町かみさと」の実現に向けて、上里町次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定いたしましたところでございます。さらに、平成22年3月に前期計画の実績を踏まえ、見直しを行い、上里町次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定をいたしました。計画期間は平成22年度から平成26年度でございます。

社会ニーズが多様化する中で、仕事と家庭の両立が図れるように、子育て支援として各保育園において通常保育のほかに、延長保育、一時預かり事業、土曜日保育を実施しております。平成22年度実績として、延長保育事業は6園で55人の利用者がありました。一時預かり事業としましては5園、57人、土曜保育は6園で129人でございます。

後期計画では、平成26年度における目標事業量を設定をいたしました。保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う延長保育事業としては、4カ所、421人といたしました。一時預かり事業といたしましては3カ所、1,440人を目標として設定をしております。保育のニーズに対応するため、新たに休日保育事業の目標を加え、26年度に1カ所、15人を目標としております。共働き世帯が増加し、子育て家庭の生活実態が多様化する中、仕事と子育ての両立ができるよう子育て支援の充実に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、4番の上里ゴルフ場の経営について、22年度の経営状況についてという御質問でございますが、経済産業省の特定サービスの産業動態統計調査によると、全国のゴルフ場利用者合計の前年度対比は、平成20年度がマイナス0.3%、平成21年度がマイナス1.7%、平成22年度がマイナス2.8%と減少するなど、全国的に利用者数が減少しております。現在の来場者数の中心が40歳代から50歳代以上の方であり、今後とも来場者が減少していくことが予想されるなど、ゴルフ場をめぐる経営環境は厳しいものがございます。

平成22年度における株式会社さいたまリバーフロンティアが管理する4つのゴルフ場の年間利用者は、大麻生ゴルフ場が4万6,768人、吉見ゴルフ場が6万2,726人、妻沼ゴルフ場が3万1,265人、上里ゴルフ場が2万8,653人であります。また、上里ゴルフ場の月別の利用者数ですが、利用者が多かったのは気候のよい4月から6月までの間と10月から12月までの間で、逆に利用者が少なかったのが7月から9月までの間と1月から3月の間でした。特に利用者が少なかったのが8月と3月で、8月は猛暑、3月は地震の影響が大きいのではないかと考えております。

男女別の来場者数の割合は、女性が14.5%となっております。年齢別の利用者の割合ですが、20歳代から30歳代が15%、40歳代から50歳代が50%、60歳代から70歳代が35%となっております。

震災後の4月以降の利用者ですが、4月は前年度の同じ月に対しまして283人少ない2,564人、5月も同じく283人少ない3,083人でしたが、6月は162人多い2,795人、7月は682人多い2,491人、8月は219人多い1,697人と、3カ月間連続で前年度の来場者数を上回り、この3カ月間が前年度と比較して1,063人増加するなど、震災後の来場者の減少に歯止めがかかったようでございます。

次に、今後の経営改善についてという御質問でございますが、株式会社さいたまリバーフロンティアでは、群馬県企業局が行っているようなゴルフ場の評価を実施していないようでございます。埼玉県 の指導によるゴルフ場の自己点検を実施するほか、包括外部監査を受け、埼玉県に報告しているようでございます。

また、8月に日本ゴルフ場経営総合研究所専務理事にゴルフ場の診断をお願いし、「少ない人員、予算で頑張っている。特にコースの管理は優秀。対応サービス教育の強化、レストランの外部委託」等の助言をいただき、改善方策を検討し、顧客満足度の向上を図っていくそうでございます。

上里ゴルフ場の損益分岐点についてですが、損益分岐点は利益がゼロのときの売上高で、平成22年度の上里ゴルフ場の損益分岐点となる来場者数は、試算をしますと3万6,846人となるそうでございます。平成22年度の上里ゴルフ場の来場者が2万8,653人であり、その差は8,193人となります。上里ゴルフ場につきましては、平成21年度から町の施設として株式会社さいたまリバーフロンティアに対して、平成30年度までの管理許可をしております。町といたしましても、上里ゴルフ場の来場者数の増加のため、ゴルフ協会と協力してコンペを開催したり、町のホームページに上里ゴルフ場のバナーを掲載するなどしたりしております。

こむぎっちを活用した支援イベント等も開催したらどうかと、山下議員の御提案をいただきましたが、上里ゴルフ場の利用者を増やすためにも、町といたしましてもイメージキャラクターの活用について検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、今後とも株式会社さいたまリバーフロンティアと協力をし、上里ゴルフ場の来場者数増加を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

また、現在町が取り組んでおります上里サービスエリアのスマートインターチェンジにつきましても、株式会社さいたまリバーフロンティアでは、来場者の増加につながると期待を寄せているとのことでございます。スマートインターチェンジについても早期設置を目指してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 町長の御丁寧な答弁、ありがとうございました。その中で、幾つか時間の許す範囲で質問させていただきます。

まず1点目、米の検査の関係なんですが、放射性物質については9月20日から、今日から日本分析センターへ持ち込んで、上里町の米の放射性物質の、特にセシウム濃度がどれだけかということ进行分析していただけるということですが、特に銘柄等については言われていないのと、例えば埼玉の推奨銘柄の彩のかがやきは、農家への通知の中には別途やりますよという通知が来ていたんですが、この点についてお伺いいたします。どういう取り扱いになるのか、御説明いただければと思います。お願いします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 今回の調査では、結果が出るまでその地域のすべての農家の出荷・販売等は待っていただくために、その地域で収穫の早い、主にコシヒカリ等の品種は調査の対象となっておるところでございます。

今、山下議員がおっしゃられたように、彩のかがやきは収穫の遅い晩生種であるため、結果的にはこの調査の対象とならないため、県の育成品種である彩のかがやきは別途調査を行うというふうに聞いております。ただし、全市町村で調査を行うなどの調査の詳細については、検討中とのことでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 米については大体わかりました。

それから、上里中学校の校庭の夜間照明設備について、町長のほうから条例化等を前向きに検討していただくということでございました。近隣の本庄市等は、上里町はこの夜間照明設備は1カ所だけなんです、本庄市は6カ所ぐらい、旧児玉町を含めて夜間照明設備がございます。上里中学校1カ所ということですが、今後この辺の、例えば堤の調整地等を夜間照明設備をつけるとか、そういった御計画があれば回答をお願いします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） この夜間照明施設につきましては、一時、山下議員も御存じだと思いますけれども、ソフトボールが大流行した経緯があるところでございます。その当時は、大会を開くのに3日もかかって大会をやったと、そういう経緯の中で夜間照明をつけさせていただいたわけですが、近隣におかれましてはソフトボールも大変衰退をしまして、1日あれば十分できると、そういう状況の中にあるわけですが、上里中学校におかれましては、継続して夜間照明の、お金はかかりますけれども、継続してつけていきたいというふうに思っておるところでございますけれども、堤の遊水地等には夜間照明の必要は今のところはないのではないか、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 次に、休日保育について伺います。

休日保育について、私の一般質問の中でも、他の市町に先駆けて児玉郡市の中で唯一休日保育に取り組んでいただきました。先ほどの町長の答弁の中でも、全額私は国負担かなど、財政に関する経団連からの要望、それから国からの厚生労働省からの要望等を含めて、休日保育事

業については7月から9月、3カ月間とはいえ、やっていただいたということでもあります。

今回、先ほど町長の答弁では、町営の保育所については数字が挙がっていますが、民間の保育園4カ所についてはいかがなんでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 民間の保育園については希望がなかったということでございます。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） それで、ちょっとしつこいようなんですが、上里町がこの休日保育事業に取り組んだことは、例えば工業団地に自動車系の会社、それから上里町にも半導体といえますか、電子産業、そういったところで休日を就労するという方が何人かおるのも私も聞いております。今回、上里町が近隣の神川、美里、本庄市がやらない休日保育に取り組む動機なりきっかけ、何かトリガーになったことがあったのか、もしわかる範囲で答弁いただきたいと思っています。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） これは県のほうの御指導もございまして、今回の対策につきまして民間の大手企業が土曜日、日曜日を振り替えるということで、上里町におかれましてもそれに関連した企業さんもあるわけでございまして、住民の要望も一部ございましたので、いち早く取り組ませていただいたと、そういうのが実情でございます。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 休日保育事業について、またちょっと今年の9月議会の中で、産業振興課の決算審査を総務経済委員会でやりました。その中で、昨年行いました人口調査の結果が報告されました。近隣市町の人口減少の中で、唯一上里町が130名増加したとの報告がありました。これは間違っていないですね。そういう報告がありました。

なぜ上里町が人口増えたのかな。こういう保育事業も取り組んでいると、そういうところで私がちょっとインターネット上で不動産系の各自治体、埼玉県の70自治体の不動産系のあるところが評価をしまして、住みやすさ評価、総合評価で、上里町は70自治体あるうちの30位なんですね。ちなみに本庄市が70自治体のうち41位、神川町が70自治体のうち50位、美里町が70のうち63位ということで、別に上里町がいいから、別におごるわけではないんですけど、上里町なのでこういう形で評価されたのかなというのが1つ。

それから、ファミリー層の評価を見ますと、70自治体のうち15位なんですね。ちょっとそのデータを見ますと、子育て支援に対する評価が、上里町は高い数字が出ているかなと。5点評価で4.32、子育て安心度5点評価で4.32なんですね。そういうところで、上里町が住みやすさ評価の中で高い数字を、先ほどの人口増と含めて高い評価を得ているのかなと思います。この点について、町長の何か感想がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 国勢調査の人口の調査結果は、先ほど山下議員がおっしゃられましたように平成17年度の調査が3万855人、平成22年度の国勢調査が3万990人ということで、135人増えておるところでございます。

実質外国人なんかの登録者数も今年度あたりは少なくなっておるわけでございますので、総体的な人口数はやや減少はしておるところでございますけれども、ここ数カ月、ずっと安定した人口推移になっている、そういう状況でございます。

住み良さについてはさまざまな評価があると思うわけでございますけれども、上里町は特にいち早く取り組んだのが児童館の各地区の建設でございまして、そういう面では、そういった今議員がおっしゃられたような評価も高く評価されているのではないかなというふうにも思っておるところでございます。

また、昨年度新聞で報道されたことがあるわけでございますけれども、この子育て支援の取り組み状況、子育て支援ランキングというのが新聞で発表されたわけでございますけれども、町村の部では上里町が2位でした。そういうことも高く評価をされているのではないかな、そんなふうに思っておるところでございますけれども、議員さんから紹介されましたように、高く評価をされているということにつきましては、大変うれしく思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 最後に、上里ゴルフ場についてお伺いします。

先ほどの町長の話では、上里町の利用者、年代別を言いますと、今まで中心だった60代、70代が多少減少して、若手をどう取り込むかというところで、これからの上里ゴルフ場の将来を左右することが必要かなと思います。

ゴルフ場によっては、ジュニア育成とか女性を取り込むことを心がけてやっているところもあるようですが、上里ゴルフ場についてはどんな考えがあるか、お答えいただければと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 上里町でも、ジュニアの皆さんの利用については平成13年度から高校生以下の生徒、学校が認める部活動の一環として利用する場合は、カートの利用なしでハーフで1,000円、ラウンドで2,000円という利用設定をさせていただいておるわけでございますけれども、近隣では本庄の東高等学校、正智深谷高校、関東学園高校、前橋育英高校などの生徒さんも利用されておるようでございます。遠くでは新潟県と長野県、群馬県の高校生も上里のゴルフ場を利用させていただいておるところでございます。今、そんな状況でございます。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） あと、上里ゴルフ場については地元の地権者から、地代という形でいろいろ協力いただいているわけなんです、その地権者からも、上里ゴルフ場については地元の産直野菜など販売等をやって、このゴルフ場の経営をやったかどうかと、そういう意見もございまして、同じ系列の先ほどの吉見のゴルフ場では、そういう取り組みをやっているということでございます。

この辺、経営についてはリバーフロンティアが中心にやっているわけなんです、食材等も地元の食堂の経営の食材については地元からというところもお聞きしていますので、産直野菜などの販売支援等をやったのかなと思いますが、その点についてお考えがあったらお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 前にも何度か地元の野菜をあそこで売ったらどうかということで、直接生産者からもそんなお話をいただいた経緯がございます。

フロンティアへ行きまして、支配人にこういう要望がありますけれどもというようなお話をさせていただきました。ぜひそういうことで地元の野菜も売らせていただきたいということでございますけれども、今、何といたっても人件費の削減をやっているということで、直売所等につきましてはフロンティアの職員さんがそこへ立ち会って、これ幾らですよという、そういう販売はできませんと。

ただ、皆さんが自主的にやってくれるならいつでもオーケーですと、そういうことで、要望をいただいた地権者の方にはお話を申し上げてあるわけでございますから、ぜひ、何人か共同であそこへ持って行って売るということも可能でございます。ただ、先ほど言いましたように人件費の削減から、フロンティアの職員がそこでお手伝いすることはできないということでございますから、当番制でも作っていくとか、さもないと無人販売所ですかね、そういうもの

を作ってやるという方法も一つの方法ではないかなと、そういうふうに思っているところでございます。

ですから、もうゴルフ場はいつやっていただいても結構ですと、そういうお話にはなっておるわけでございますから、直接行っていただいても結構だと思います。また、私のほうへお話があれば、私のほうからお話をさせていただいてもいいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

○2番（山下博一君） 町長の丁寧な答弁ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 裕君） 2番山下博一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時25分からいたします。

午前10時10分休憩

午前10時25分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤 裕君） 一般質問を続行いたします。

1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。

議席番号1番の植原育雄でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取り組みが必要だと思っております。キーワードは、安全と安心、選択と集中、官民協働であります。前6月定例議会では、1、軽自動車（125cc以下のオートバイ等）のオリジナルナンバープレート製作について、2、学校給食費の未納問題について、3、ひとり暮らしの高齢者世帯及び高齢者のみの世帯の現状と対策についての3件について、町長、教育長に質問をさせていただきました。

今9月定例議会では、1、町内の通学路について、2、放射線量の測定と風評被害について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

町内の通学路について、町長と教育長に質問します。

最初に、町内全域の通学路の点検について伺います。

かつて「危ない通学路」というタイトルで、テレビ朝日10チャンネルが放送しました賀美小学校の通学路、当時国道17号の手計ガソリンスタンドの交差点から旧中仙道県道勅使河原本庄線に入り、賀美小学校の前を通り、勝場公民館の西側付近から再び国道17号に至るまで、また逆の区間、県道勅使河原本庄線ですが、道路幅が狭く歩道がなく、国道17号が停滞している時の迂回路として多くの車両がスピードを出して通過するもので、賀美小学校の児童が危ないということで、保護者の方がテレビ局に電話して放映されたものです。

放映後に、国・県、町とPTA役員さん等が集まり、対応を協議しました。その結果、勝場公民館の西側付近、国道17号との接点に信号機とガードレールが設置されたものと聞いています。

現在、ガードレールがポールにかわっています。また、歩道を作ることも協議されたようですが、歩道を作ると道路幅が狭くなってしまい、センターラインが引けなくなるとのことでありました。通学路の変更については、通学路を変更すると人通りが少なく、不審者の心配があることなどの理由で、実現はしなかったようです。やっと、旧中仙道県道勅使河原本庄線の北側に歩道設置工事が始まったので、本当に良かったと思っております。

町内には、危ない通学路は他にも幾つもあると思います。この際、町内全域の通学路の点検をお願いしたいと思いますが、町長、教育長はどのようなお考えをお持ちですか、質問をいたします。

次に、危ない通学路の対策について伺います。

通学路の点検の結果、危ない通学路は可能な限り通学路の変更をするか、通学路の変更ができない場合は、小・中学校の児童・生徒が安心して通学できるよう対策する必要があると思います。

通学路の定義としましては、各学校が児童・生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定している道路のことです。通学路を決めるに際しまして、教職員が必ず実地調査をし、交通量、交通安全施設の整備状況、危険箇所の有無、道路の状況、交通規制、いかがわしい広告・看板等の有無などについて、警察署、交通安全協会、道路管理者、交通指導員、地域の関係者の意見を求めて検討する必要があります。

通学路の決定後も個々の通学路について、安全確保と教育的環境維持のため常に点検をし、関係者の協力を求めなければなりませんし、以上の通学路の整備と同時に、児童・生徒に対して道路の歩行と横断の仕方、踏切の渡り方、道路標識の理解、天気の悪い日の登下校について指導することも大事なことです。

また、集団登校の是非についても検討する必要があります。通学路のメリットとしては、学校や地域から要望があれば、関係機関、道路管理者、警察、市町村教育委員会等の協議が行わ

れ、必要と判断されれば通学路の標識の設置等の交通安全施設等の整備が行われたり、必要とされる交通規制が行われます。

そこで、危ない通学路への対策についてですが、他の市町村でもよく見かけます通学路・スクールゾーン等の看板や路面標示、その他の交通安全施設等の整備、そして時間指定の交通規制等、さらには歩道の設置等が必要だと思っています。町長、教育長はどのようなお考えをお持ちですか、質問いたします。

次に、放射線量の測定と風評被害について、町長に御質問させていただきます。

最初に、放射線量の測定について伺います。

この放射能汚染に関する放射線量の測定等につきましては、同僚議員も質問をしておりますので、質問が重なる部分も出てくるかと思いますが、御容赦をいただけますようあらかじめ申し上げておきます。

3月11日に発生しました東京電力の福島第一原発から漏れた放射能の広がりを示す詳細な地図を、群馬大学教育学部の早川由紀夫教授・火山学が作成をしています。7月31日の読売新聞に掲載されておりました。早川教授によると、地図は国や地方自治体が測定し、公表した約2万5,000地点の放射線量データと、一般の人が収集してインターネット上に公開したものなどを参考に作成しております。

これによりますと、東日本の平常時の放射線量は地域によって違いますが、毎時0.01から0.1マイクロシーベルト、この地図によると毎時0.25マイクロシーベルトでしたので、放射線量が低いというわけではないと言っています。一般的に100ミリシーベルトの被曝をすると、将来がん等で死亡する危険が0.5%高まるとされております。それ以下の場合の影響ははっきりしていないとしています。国際放射線防護委員会 I C R P は、平常時に受ける自然放射線以外の被曝量を年1ミリシーベルト、時間当たりの換算で毎時0.11マイクロシーベルトに抑えることを目安にしております。

観測値は主に6月から7月のもので、現在放射線の原因になっているのは半減期の長い放射性セシウムで、数カ月程度ではほとんど変わらないと言います。ただ、雨で洗い流されたり自主的に除染を行ったりすれば、局地的には放射線量は低くなります。地図にはこうした影響のない、高めの数値を採用しているようです。この地図は8月18日の読売新聞にも掲載をされております。

地図から読み取れるのは、福島第一原発から3方向に放射線の強い地域が分布しています。この地図と事故以降の各地の放射線量の変化、風向き、天候を突き合わせると、現在の放射線量の大半は、3月12日から3月23日までの約2週間に福島第一原発から出た放射性物質による可能性が高いと思われます。まず、3月12日に福島第一原発から漏れた放射性物質は、風に乘

って北へ流れ、午後9時に福島県南相馬市を通過、その後岩手県の一関市のほうへ向かっております。

3月15日の未明にも放射性物質が放出され、今度は南へ向かっています。同日午前4時に福島県いわき市を通過し、午前9時半には東京に達しております。風は茨城県内で枝分かれし、一部が群馬県の方方向に向かっており、群馬県の西側では当時雨が降っていて、放射線量が高い地域が出ております。

ここで問題なのは、本庄児玉郡の市町の上空を通過して、その後に新潟県の南魚沼市に達しているということでもあります。同じ15日に、福島県飯舘村が深刻な影響に見舞われています。午後6時、夕方から福島第一原発の周辺での風向きが変わり、北西に向かって風は途中で向きを変え、放射性物質は福島市、郡山市から栃木県に入り、那須、日光に到達しております。

千葉県北西部に影響が出たのは3月21日から23日、首都圏では3月15日にも放射性物質が通過したが、一過性ですぐに放射線量は下がりました。3月21日から23日は、南からの湿った風とぶつかって雨が降り、放射性物質は地下に落下、この地域の放射線量は、その後余り下がっていませんでした。

いろいろな高度の風向きも調べた早川教授は、放射性物質は地上数十メートルの風に乗る、地表をなめるように移動したと見ています。各地の放射線量が上がった日時は、福島第一原発で爆発が起きた日時とは一致しないということです。地図にすることで、どの地域にどの程度の汚染が発生したかを把握できると早川教授は言っております。放射線量の高い地域の農産物の検査や除染を重点的に行うことも活用できるとしています。

8月2日の埼玉新聞によりますと、上田埼玉県知事は8月1日の定例会見で、県内の肉牛農家について、各戸1頭を抽出して放射性物質の検査を実施する方針を明らかにしました。国の暫定規制値1kg当たり500ベクレルを超えた場合は、対象となった農家の全頭を検査することでした。

野菜、肉牛、さらに米、福島第一原発事故初となる米の収穫期を前に、放射性物質の検査に当たる自治体が戦々恐々としていると、8月8日の読売新聞に掲載をされておりました。主食の米の安全は特に重要として、農林水産省では収穫の前後2段階の検査を指示していて、野菜、魚、肉牛、稲わらと汚染の不安が次々と広がる中、既に検査業務はパンク寸前の状況であるとしています。

米収穫時に検査、放射線量測定は、14都県が実施へということで、8月2日の埼玉新聞に掲載されているのは、検査の実施は検討を表明した自治体は、群馬、埼玉、東京、山梨、長野、静岡、千葉県等の14都県であります。同日の埼玉新聞の見出しに、放射性検出器、県が新たに1台とあります。内容は、8月1日の放射性物質の検査体制の強化を図るため、水、土壌、農

作物、海産物、食肉などの精密検出機器、ゲルマニウム半導体検出器、米国製を新たに1台購入し、県の企業局水質管理センター・行田市に設置したとのことで、同センターに設置された検出器は、大久保浄水場・さいたま市、行田浄水場、庄和浄水場・春日部市、新三郷浄水場、吉見浄水場の5カ所の県営浄水場の浄水と河川水を測定します。これまでは県衛生研究所・さいたま市桜区に2台ある同種の検出器で検査をしておりましたが、水質管理センター・行田市で独自に素早く検定することができることになりました。同県衛生研究所・さいたま市桜区には、11月にさらにもう1台が設置される予定です。1台当たり1,680万円するそうです。

8月3日、埼玉新聞に掲載されているのは、主食の安全性不透明、米の放射線物質検査出荷基準の評価分かれるとありました。セシウムは玄米の胚芽などのぬかの部分に多く蓄積する傾向がありますが、精米するとセシウムは約6割が除去されるとされています。遠藤啓吾京都医療科学大学長・放射線医学は、暫定基準値は恐らく安全域を取っているので、多少基準値を超えたものを食べても大丈夫。1日3食、365日食べても健康に影響が出る値ではないとしています。

一方、基準値を超えなければ出荷を認めるとの国の方針に、疑問符をつける専門家もいます。崎山比早子元放射線医学総合研究所主任研究官・腫瘍細胞生物学は、チェルノブイリ原発事故関連の海外の論文の中に、筋肉だけでなく複数の臓器がセシウムの影響を受けると指摘しているものもあるとして、牛肉なら食べないで済むが、米はそうはいかない。やろうと思えば基準値はもっと厳しくできると話しています。

日本消費者連盟の山浦康明事務局長は、もしも基準値未満でも放射性物質が検出された米は、その数値を店頭に表示して明確にしてほしい。これくらいならとっても仕方がないという我慢量を、消費者個人が決めなければならないと訴えております。

現在、放射線の原因になっているのは半減期の長い放射性セシウムなので、数カ月程度ではほとんど変わらないと言います。問題なのは、先に申し上げましたが、3月15日の未明に放射性物質が放出され、一部が群馬県の方角に向かい、群馬県の西部では当時雨が降っていて、放射線量が高い地域が出ているということです。本庄児玉郡の市町の上空を通過して、その後に新潟県の南魚沼市に達していることであります。群馬大学教育学部の早川教授は、放射性物質は地上数十メートルの風に乗って地表をなめるように移動したと見ているということです。

私は不安になることを目的に申し上げているのではなくて、国や東京電力が今まで行ってきたように、重大なことを発表せずに、事が過ぎてから実はこういうことでありましたでは、取り返しがつかない結果になるということで、申し上げております。

埼玉県でも、肉牛、野菜、米等の農作物等の放射線量測定をしてくれるそうですが、上里でも早稲の米、特に米は主食であり、もうすぐ収穫期に入ります。加えて、野菜などはその都度

収穫して食べている状況であります。9月16日の読売新聞によりますと、9月12日から13日に採取した玄米についての調査結果では、狭山、草加、戸田、ふじみ野、伊奈、小川、ときがわ、東秩父、寄居の9市町村の米から放射性物質は検出されず、販売可能になったということで、これにより、県内62市町村のうち、合計で46市町村で販売ができるようになったと掲載されておりました。

本庄児玉郡の市町の放射線量の測定を行えば、放射性物質は不検出などとの結果が出てくるものと思っておりますが、測定結果が出るまでは心配です。しかし、9月4日の読売新聞の見出しには、規制値超すセシウム検出、茶葉。日高、鶴ヶ島で収穫。県再検査へ。同日の埼玉新聞の見出しには、なぜ今、まさかの検出。製茶からセシウム。声失う茶農家。安全宣言が出たのにとありました。内容は、厚生労働省の抜き打ち検査で、県産の製茶から国の暫定規制値1kg当たり500ベクレルを上回る放射性セシウムが検出されたということです。

2つの商店のお茶から検出されたもので、1つの商店からは1kg当たり1,270ベクレル、もう一方の商店のお茶からは1kg当たり1,530ベクレルの放射性セシウムが検出されたということです。県には、抜き打ち検査自体が事前に知らされていないということで、県の幹部はどうしてこんな大きな放射性セシウムの数字が出たのか、信じられないと首をかしげたということです。

検査方法に問題があるのか、県の検査が信用できないということにもなりそうです。県は安全宣言を出していて、放射性セシウムが検出された2つの商店では、7月以降に5kg、もう1つの商店では5月中旬以降に60kgを販売してしまっているそうです。県はこれらを含め、2つの商店の製茶の回収と出荷自粛を要請したということです。

こういうことがありますと、上里町の葉もの野菜等は大丈夫なのかと思ってしまう。町民の中には、放射能汚染などは気にしていない人もいるでしょうが、我が身や子や孫たちの将来のことを考えると、毎日を不安に思って生活している人も数多くいると思います。私は早く上里町民が安心して生活できる環境づくりをしてほしいと考えています。

早急に、本庄児玉郡の市町の野菜については、一般の農家で野菜を作っているもの、そして加えまして、住宅の庭にはミカンの木、カキの木、ユズの木等がありまして、現在実をつけております。また、家庭菜園ではいろいろな野菜を作っている人もおり、米等の農作物等の放射線量測定を実施すべきだと思います。米の検査は本日の同僚議員の質問に対して、町長が答弁されたことにより知りましたが、9月20日にサンプリングをして日本分析センターに送って、9月下旬には結果が出るとのことですが、その他の放射線量の測定について、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、質問をいたします。

次に、放射能汚染と風評被害について、町長に質問させていただきます。

福島県産というだけで、また放射線量の測定結果により、暫定基準値以下であっても、あるいは放射性物質が不検出であったとしても、肉牛、米、野菜、魚等の農産物、海産物等は、売れなくなったり価格が下がったりすると思います。3月11日に発生した大震災直後には、被災地を応援するため、大手スーパーでは被災地で収穫した産物を仕入れて販売をしていました。放射線量の測定結果が発表されたり、時が経つとともに、そのスーパーではお客様が減少するというケースも出てきております。

放射能汚染と風評被害から住民を守るために、消費者の立場からすると無理からぬことと思います。崎山比早子元放射線医学総合研究所主任研究官は、子供と大人の暫定基準値が同じである点を批判しております。子供は大人に比べ放射線への感受性が高く、将来も長い。海外では基準値を区別している国もあり、日本の基準値は高過ぎると指摘しております。また、崎山さんは消費者が自治体に訴えて、計測機器を備えさせ、購入した食品等の放射性物質を測りたいときに測れる体制をつくる必要があると言っております。

また、NPO法人日本消費者連盟の富山洋子代表運営委員は、消費者が食品売り場で数値を確認できないのでは、行政が放射性物質や放射線量を調べても意味がないと言っております。食品のパッケージに数値を表示したり、例えば肉牛、米、野菜、魚等の農産物、海産物を、その産地と、産地で出た数値を掲示するなどの対応を小売店に求めるとも言っております。さらには、国や自治体は、検出値を発表して基準値以下だから大丈夫と評価しておりますが、それは消費者が判断することで、行政はより多くの食品を計測し、基準値を下回ったものも含めて、数値だけを公表するべきだと言っております。

風評被害、工業製品もという見出しで、8月25日の朝日新聞に掲載されておりました。内容は、福島県で製造した工業製品を、海外や県外の業者が受け取りを拒んだり、取引を停止したりする動きが止まらないということです。東京電力福島第一原発事故による放射能汚染への懸念からで、福島県商工会議所連合会は、風評被害と訴えております。現地の企業は、製品には放射線量の測定結果をつけるなどをしてありますが、元々工業製品には放射線量の基準はなく、対応に苦しんでいるとのこと。

風評被害を防止するためということで、8月23日の読売新聞に、放射線、先生も勉強。正しい知識、風評被害防止。研修や講習相次ぐということで、東京電力福島第一原発事故で放射線への不安や風評被害が広がり、放射線教育の充実を求める声の高まりを受け、国は原子力政策PR予算を組み替えて、全国の先生1,400人参加を目標に研修会開催に乗り出し、教員免許更新講習でも相次いで取り上げられており、先生たちがこぞって放射線を学んでいると掲載されておりました。

上里町の住民に対して、今回の大震災についての、特に放射線等を含む情報が少ないと感じ

ています。上里町のホームページに掲載していますと言われると思いますが、上里町のホームページを見ることができる住民は限られております。また、住民に対しても放射線に対する正しい知識が得られるような講習会等が必要ではないでしょうか。

9月7日の埼玉新聞には、市民の目で防御。放射線で家庭向け講習会という見出しで記事が掲載をされておりました。内容は、9月5日にさいたま市浦和区で、国民の間に広がる放射線と食品の安全性に関する不安を解消してもらおうと、一般家庭向け講習会を実施したとのこと。放射線に対する正しい知識を持つことによって、不安感も減少するだろうし、風評被害を防止することにもつながってくると思います。放射能汚染と風評被害から住民を守るために、本庄児玉郡の市町は、特に上里町はどのような対策がとれるでしょうか、町長はどのような考えをお持ちですか、質問をいたします。

以上で、とりあえず質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤 裕君） 1番植原育雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 植原議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

上里町内の通学路について、①の上里町全域の通学路の点検についてをお答えさせていただきたいと思います。

子供たちが毎日登下校に使う通学路については、定期的な点検をして、児童・生徒が不安なく利用できるようにしておく必要があります。子供の交通事故や不審者の出没などの不安要素を少しでも減らして、安心して通える通学路を日頃から整備しておく必要があると、常々考えておるところでございます。

また、通学路の点検につきましては学校が行っておることでございますので、教育長より答弁をさせていただきたいと思います。

次に、上里町内の通学路についての②危ない通学路への対策についてでございますけれども、各小・中学校通学路につきましては、危険回避のための対策を講じてきているところでございますが、交通量の増加や通勤車両等が迂回路として流入するなどの、新たな危険箇所も出ております。この危険箇所につきましては、通学路の安全点検等の結果をもとに改良等を実施しておるところでございます。

現在、長幡小学校では西の歩道が整備され、入り口周辺の安全が図られ、賀美小学校の通学路となる中仙道への歩道設置工事が、埼玉県により行われておるところでございます。また、東小学校では都市計画道路古新田四ッ谷線の工事も進んでおりまして、これらが完成すれば安全は一段と図られるのではないかと考えております。

これら工事のほかに、注意を促すグリーンベルトや標識等については、設置後相当年数が経過したことなどから破損したものも見受けられますので、今後は補修を行っていきたいと考えております。通学路の整備につきましては、通学路安全点検の結果等を踏まえまして、本庄警察や学校、地域住民と関係者の御意見をいただき、効率的な対策が実施できるよう進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、2番の放射線量の測定と風評被害についての御質問でございます。

①の野菜、米等の農産物の放射線量の測定についてでございますが、野菜につきましては福島原子力発電所の事故発生以降、埼玉県においてもほぼ週1回の間隔で実施し、結果が公表されておるところでございます。

事故発生直後は、葉もの野菜を定期的に調査しており、調査箇所も限られておりましたが、6月以降県内全市町村で実施することとし、対象作物も出荷時期に合わせて県内主要品目・主要産地をカバーすることとしております。

上里町におかれましては、7月にナスの検査を行いました。放射性ヨウ素、セシウムとも検出されませんでした。また、野菜ではありませんが、町の主要作物である小麦についても調査を行い、放射性ヨウ素については検出されず、セシウムについては1kg当たり21ベクレルと、暫定規制値である500ベクレルを大きく下回る結果となったところでございます。また、3月から5月にかけて本庄市においてハウレンソウを継続的に調査をしており、3月は放射性ヨウ素が最大で950ベクレルと高い数値を示しておりましたが、徐々に低下をし、4月以降は放射性ヨウ素、セシウムとも不検出となっておるところでございます。

なお、米につきましては、先ほど山下議員にお答えいたしましたとおりの内容で、9月下旬に調査結果の公表を予定しておるところでございます。また、今後、その他上里町においては、みずな、ブロッコリー、ネギ、キュウリの調査が予定をされております。今後も埼玉県と連携をしながら放射性物質の農産物への影響について調査を行い、安心・安全であることの確認を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、②の放射能汚染と風評被害についてでございますが、農産物の風評被害の状況であります。埼玉ひびきの農業協同組合の4月の販売実績を昨年と比較いたしますと、2億1,000万円の減収であり、キュウリが1億3,500万円、ネギが4,000万円、ブロッコリーが1,000万円、キャベツが1,100万円の減収となっております。埼玉ひびきの農業協同組合では、風評被害による損害賠償を8月に東京電力に提出し、金額につきましては全体で2億1,400万円、このうち上里町分では4,600万円となっております。

風評被害の期間であります。平成23年3月22日から4月30日までを積算しております。また、平成23年5月分の販売実績は前年対比プラスマイナスゼロ、同じく6月分はアップとなっ

ておりますので、対象外といたしたところでございます。

風評被害による損害賠償につきましては、東京電力による迅速な対応を求めるとともに、風評被害を防止するために、県と連携した農産物の影響調査や町内小・中学校における空間放射能の測定などを継続して行ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、新聞報道による、福島原発からの漏れた放射能が広がり、埼玉・群馬県境を3月15日に通過しておる放射能汚染は大丈夫なのかの御質問でございますけれども、埼玉県では県内を6km区画のメッシュに分けて、すべての市町村が入るような形で小・中学校を中心とし、116カ所を空間放射線量を測定しており、上里町では賀美小学校において測定をしております。最新の調査では、地上から1mの高さで0.067マイクロシーベルトで、県内で116カ所の平均値は0.071マイクロシーベルトを下回ったところでございます。

次に、さいたま市で放射線に関する講習会が開催されたようでございますけれども、上里町ではどうするのかとの御質問でございますけれども、新聞報道によりますと、さいたま市では、市ではなくNPO法人が実施したようでございます。放射能汚染については専門家の間でも意見が分かれるところであり、町が実施する場合、誰に講師を依頼すればよいかなど課題があると思うが、町民の皆さんの放射能に対する不安を解消することは大事なことであるので、今後の検討課題とさせていただきたい、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

○教育長（山下武彦君） 植原議員の、上里町内の通学路について、①上里町内全域の通学路の点検についてにお答えします。

通学路の問題は、児童・生徒の生命の問題と認識しております。大事なお子さんを無事に登下校させて、毎日の学校生活を安全に行い、健全な成長を支援することが学校の大きな役割であります。

さて、通学路に関する不安要素には、交通事故や不審者の出没、自然災害による道路の冠水などさまざまな側面があり、学校は日頃から定期的に通学路の点検を行い、課題への対処を行っております。

御案内のように、どの学校も通学路上の危険箇所を拾い出して安全マップを作成し、児童・生徒にしっかり知らせたり、保護者に配布して家庭での話題にさせていただいたり、PTAや学校応援団の方たちに毎日巡回パトロールをお願いして、事件・事故から児童・生徒を守る活動を何年も前から続けております。

また、今年は、埼玉県県土整備部道路環境課から、埼玉県内の全公立幼稚園、小・中学校、高等学校に対して、通学路の安全総点検を行うよう指示があり、上里町内の全小・中学校でも7月から8月にかけて実施いたしました。この調査の特徴は、児童等の背の高さ、目の高さ、歩幅など、子供の視点から点検するもので、点検項目は例えば歩道が道路に設置されているか、照明灯はあるか、側溝の蓋にすき間やでこぼこがないかなど、18項目でした。

点検の結果、小学校で26カ所、中学校で2カ所の通学路上の危険箇所が報告されました。既に各学校から出された点検結果は県に提出済みであります。点検は通学路を実際に歩いて行い、関わった者は保護者378名、教員154名の合計532名でした。

以上のように、これまでも学校は保護者や地域の方の御協力のもと、学校の通学路の点検により危険箇所を洗い出し、現時点で学校として児童・生徒に指導できることを定期的に実施してまいりました。1人では登下校しない、2列歩行はしない、不審者にはついていかない、自転車での傘差し運転はしないなど、いろいろな観点から交通安全指導を行っております。まだまだ十分とは言えませんが、今後とも継続して学校、家庭、地域で連携して、子供を守る活動を展開していきますので、御理解、御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、町内の通学路の関係ですけれども、危険箇所をチェックして県へ上げて、県で対応ということですが、それが全部やっただけかどうか。上里町でもやらなければいけないようなこともあるんじゃないかなという、そういうことを思っておりますけれども。

私の地元の上里中学校なんですけれども、あそこの東側の校庭に面した道路ですけれども、あそこは地元の小学生が七本木小学校に向かって北から南へ通学しています。そして、中学生は逆に南から北に向かって通学をしております。ちょうどその住宅の中ですれ違いもありまして、朝などは非常に勤務する通勤時間の車と同じような時間になりますので、非常に危ないと思っております。そういったところも考えていただければと思います。

それと、上里中の先生に感謝を申し上げたいと思いますが、上里中の生徒が下校するときには、上里中の先生が各角に立ちまして、生徒を立哨指導をしてくださっております。非常に感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、それを学校の先生も勉強を教えるという、そういうことがありますので、いつまでもそれを続けていくわけにはいかない。そういった面で、ちょうど危険な箇所ということで私は思っておりますので、そこら辺の対応を、早期にかかる対応をお願いしたいと思います。町長、あるいは教育長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 通学路の整備につきましては、先ほどもお話を申し上げましたけれども、通学路の安全点検の結果等を踏まえながら、本庄警察や学校、地域住民等関係者の御意見をいただきながら、効率的に対策を講じていきたい、このように考えておるところでございます。

また、上里中学校の東堤地内の道路につきましては、平成23年8月10日に、本庄警察交通規制係と現地を立ち会い実施をいたしたところでございます。通学路注意等の路面標示を実施する予定でございます。また、速度規制につきましては、30キロの看板の増設と交換を本庄警察においてしていただけると、そういう予定になっておるところでございます。また通学路の注意看板の設置も予定をしておるところでございます。

ただ、地元で要望のスクールゾーン実施は、進入規則がかかるため、実施はできないというようにお話もいただいておりますけれども、順次そういうことでやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 1番植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

○1番（植原育雄君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、放射線量の測定に関連して、町長に再質問させていただきたいと思います。

上里町の検査は9月20日にサンプリングをして、それを日本分析センターのほうへ送って、9月下旬には検査結果が出ると、そういうことでありますけれども、先ほどの同僚議員の質問に対して町長が答弁されておりますが、サンプリングの方法についてちょっと聞き取れなかった部分がありましたので、サンプリングはどんな方法でやられるのか、そこら辺について御質問をいたしたいと思います。

あとそれから、あと1つなんですが、上里町内の住宅の庭にはミカンとかカキとかユズとか、今ちょうど実をつけておりまして、そして家庭菜園でいろいろな野菜を作って楽しんでいる家庭等もありますので、これらの放射線量の測定は町に依頼すれば測定してくれるのか、あるいは個人的に測定することになるんでしょうか、町長に再質問をいたしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） これは先ほどの米のサンプリングにつきましては、早場米につきましては、県でやっていただけるということで、そういうふうな形でやっていただくんですけども、彩のかがやきにつきましては、これは品種的に大変おこな品種であるということでござい

ます。それらにつきましては、最初の結果とは別に、上里町はその彩のかがやきを非常にたくさん作っておるわけですから、もう一度検査をさせていただくということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、先ほど家庭菜園だとか、うちの庭に植わっている果樹、そういうところの検査につきましては、これは町で検査をやるということは非常に難しさがある、機械によってはやはり反応が変わってくるということもあるわけですから、一律的に県のほうで農産物の調査をしておるわけですから、特に家庭菜園に使っているそういった果樹に特別についているとかついていないとかということではないと思うわけですから、今のところそういう家庭菜園だとか果樹については検査をする予定はございません。

○議長（伊藤 裕君） 1 番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） それでは、再々質問ということで、放射線量の測定に関連して町長に再々質問をさせていただきます。

7 月27日の読売新聞には、家庭向けの放射線測定器エアカウンターというのを10月20日から販売するというので、日用品の大手メーカーが発表しております。中国とかロシア製の簡易タイプが、インターネット上では3万から10万程度で取引されているようです。余り安い測定器では、検査がうまくできないという面もあるかもしれません。

県内の朝霞市は、市民向けに簡易放射線測定器を貸し出しているそうです。8月15日の貸与開始から、8月30日までの間に41件の利用があったそうです。住民から住宅の敷地とか室内の放射線量を測定するというので、測定器を貸し出してほしいというような要望が市に寄せられていたそうで、貸し出す簡易放射線測定器、5台を朝霞市では買ったわけですが、1台が約10万6,000円で購入したということです。

前の質問で、上里町でもということで、崎山比早子主任研究官が、消費者が自治体に訴えて計測機器を備えさせ、放射性物質を測りたいときに測れる、そういう体制をつくる必要があるという新聞記事があったわけですが、町で簡易的な放射線測定器を購入して住民に貸し出す体制を考えたらどうかということで、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） この簡易測定器について、町が購入して住民に貸し出したことによって、かえって風評被害等もおそれもあると。これは測定器が全部一律なものであるということであれば、それはいいんですけども、非常にその辺の判断が難しいのではないかなというふうに思っておるところでございますけれども、町民の皆さんが放射能に対する不安を解消

するために、今後少し検討してみていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 1 番植原育雄議員。

〔1 番 植原育雄君発言〕

○1 番（植原育雄君） 御答弁ありがとうございました。いずれにいたしましても、上里町の町民が安心して暮らしていけるような対策を、町を挙げて取り組んでいただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 裕君） 1 番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は1時半からお願いいたします。

午前11時20分休憩

午後1時30分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤 裕君） 一般質問を続行いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10 番 沓澤幸子君発言〕

○10 番（沓澤幸子君） 議席番号10番の沓澤幸子です。

通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1、放射能汚染対策について、2、同和事業終結の見通しについて、3、子供たちの安全が守られる公立保育所の職員体制について、この3点について順次質問をさせていただきますと思います。

1、放射能（放射性物質）汚染対策について。

東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故から6カ月が経ちましたが、目に見えない放射性物質への不安は広がる一方です。福島原発による放射能の被害は、急性障害よりも晩発性障害が心配される事故です。少量であっても、将来発がんなどの健康被害が起きる危険性があります。しかし、現在の科学技術では放射能の放出を止めることも、放出した放射能を減らすこともできません。そうした状況の中で、放射能への感受性が高い子供たちの健康を守るためには、放射能の実態を系統的に長期にわたって把握し、浴びる放射線量を少なくすることが大事です。放射線被曝の健康への影響は、少なければ少ないほどよいというわけです。そこで伺いたいと思います。

①放射線量測定器を購入し、学校、保育所、幼稚園に配布し、測定箇所と測定回数を増やし、放射線量が高い場所を把握することについて伺います。

現在町では、週1回児玉郡市広域圏消防署本部職員と町環境課職員によって、各小・中学校の校庭の空気中の放射線の測定が行われていますが、測定は校庭の中央1カ所に限られています。むしろ校庭の隅のほうや花壇、雨水が集まる場所などが大変心配されるわけです。

わからないだけに、大丈夫なのかという町民の声をよく聞きます。子供たちが1日の長い時間を過ごす学校や保育所、幼稚園などについては、測定回数と測定場所を増やし、まずは実態を把握する必要があると思います。そのためには、町で測定器を購入して配布することが必要と考えますが、町長の答弁をお願いいたします。

②町民の内部被曝量を最小にするための対策について伺いたいと思います。

放射線被曝には外部被曝と内部被曝がありますが、放射性物質を飲み水や食品、空気中から吸い込むなどで体内に入った場合、体の中で放出された放射線が周囲の細胞を傷つける、いわゆる内部被曝があるわけです。被曝線量は、臓器1gあたりにどれだけ放射線のエネルギーが吸収されたかで決まるため、大人よりも体重が軽い幼児などは、同じベクレルの数を取り込んでも被曝線量が高くなるのだそうです。

体内に取り込まれた放射性物質は、代謝や排せつなどで減っていきませんが、その半減期はセシウム137では、大人の場合は約90日とされています。福島原発が収束していないもとで、今後の摂取量と排出量がどのように推移していくのか、また体内で短い距離で臓器が被曝し続けることの危険性についてもまだ証明されていません。

こういうもとで、最大の予防はやはり少しでも内部への放射性物質を取り込まないこと、これしかありません。魚や肉をはじめ、食品検査については国・県に対し厳密な調査を継続的に行うよう求めていく一方で、町においても簡易な測定ができるシンチレーション式サーベイメーターを設置していただいて、町民の不安に応えるようにしていくことについて、考えを伺いたいと思います。

③原発からの撤退についての町長の考えについて伺います。

福島原発事故は、国連が22日、原子力安全に関する首脳級会合を開くのに合わせ、福島第一原発事故の教訓をまとめた報告書を公表しましたが、起き得る事故に対する想定が低過ぎたと指摘しています。日本共産党は、原発技術は未完成で危険だとして建設当初から反対をし、事あるごとに原発の危険性や原発を管理監督する機関の問題などを指摘してまいりました。

今回の福島原発の事故で、その危険性が現実のものとなりました。原発がなくなれば電気料が上がる。現在の生活水準を落とすことはできない。節電にも限界がある。さまざまな原発擁護論も聞くところですが、しかし、原発を運転することは放射能を含んだ死の灰を生み出し続けることであり、今回のように重大な事故が起きても、放射性物質が外部に放出した場合、それを抑える方法がなく、その被害も限定できないほどに広がるということです。

世界有数の地震・津波国の日本にそうした未完成の危険な原発があることは、今後もこうした危険があり、どんなに高い安全基準にしても安全な原発はないというのが現状ではないでしょうか。町民の命と健康を守る立場の町長に対し、原発撤退についての考えをお聞きしたいと思います。

④不検出と言われている県水の安全性について伺いたいと思います。

県は、県水の放射性物質の値を不検出と公表していますが、できるだけ被曝量を少なくする必要性から、不検出の内容を公表してほしいとの要望を町民から聞いています。基準値の範囲だから不検出なのでしょうが、上里町の地下水と比べてどうなのか、少しでも差があるのであれば、上里町では水は足りているのですから、県水を止めてもらうことはできないのか。県に対し、細かい数字の公表と県水を当面止めることについて要望する考えはおありなのかどうかについて、伺いたいと思います。

⑤側溝の汚泥掃除に対する安全性について伺います。

子供たちの被曝を最小限にしていくために、通学路やホットスポットになりやすい側溝などの調査が大変重要です。その結果によっては、安全な処理を考える必要があると思います。千葉県流山市は夏休みの中の8月に、小・中20校で専門業者の高圧洗浄とバキュームによる校舎周囲の側溝や取水ますの清掃を行ったそうです。さらに、通学路についても放射線量の高い箇所を除染作業を行いたいと表明しています。

上里町内では、それぞれの行政区で住民による側溝掃除が実施されておりますけれども、道路側溝の汚染状況を早急に把握することが重要だと思います。万が一高い数値を示した場合には、安全な除去をする対策が求められているというふうに思います。今後の側溝掃除の安全性についての考えを伺いたいというふうに思います。

2点目、同和事業終結の見通しについて伺います。

同和事業の終結は、圧倒的町民の願いです。この同和対策事業は、1969年から15兆円の予算で、2002年に終結するまで33年間国策として取り組まれてまいりましたが、現在では国の法律も無くなって10年目になっており、上里町においては今だにこの同和事業が行われていますけれども、同和事業の終結についての町長の考えをお聞きしたいと思います。

①国が同和対策事業を終結したことに対する町長の見解について伺います。

国が2002年度をもって同和対策事業を終結するに当たっては、総務省地域改善室や自治行政局からの通達や説明などもあったと思いますが、そうした説明理由をどのように捉えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

②上里町の同和事業はいつ終結するのかについて伺います。

町長はこの事業について、近隣市町村と足並みをそろえて対応していきたいという考えを示

してまいりましたが、そうした中で本庄市も神川町も、終了に向けて大きく動き出しております。いつまでも検討するとして引き延ばすのではなくて、明確な終結の見通しを持っていくべきだというふうに思いますので、町長の答弁をお願いします。

③近隣の市町村と比べ、上里町の対策はなぜ遅れているのでしょうか。

上里町の同和対策事業が終了の見通しを立てられないのは、事業のやり方に問題があるからでしょうか。近隣の市や町と比べて、終了できない理由がどこにあるのか、その理由をお聞きしたいというふうに思います。

3、子供たちの安全が守られる公立保育所の職員体制について伺います。

①子供の人数に対する正規職員と臨時職員について、②有資格の臨時職員と正規職員の仕事内容について、あわせて伺っていききたいというふうに思います。

この問題は、予算や決算審議でも指摘してまいりましたが、公立2つの職員配置状況を見ますと、7月時点の中央保育所では、職員18人中保育士は15人ですが、正規保育士は園長を含め6人です。うち1人は病休でありますので、実質5人と臨時保育士9人です。長幡保育園では、15人中保育士は11人、うち正規保育士は6人ですが、うち1人は産休中であり、実質は正規保育士5人と臨時保育士6人です。

9月議会でさらに産休代替と子供の増加により、2人の臨時保育士が補正予算として組まれましたので、中央、長幡の職員合計は33人となったわけですが、栄養士、調理師、用務さん、また給食を除く保育士は25人であります。そのうち正規保育士は10人に対し、臨時保育士は15人ということになります。

一方で、子供たちの入所状況は、定員は2保育園とも60人ずつであります。22年度末にはいずれも71人が入所しており、定員の11人増でありました。これは国が待機児童をなくすために、最大限120%まで入所させてよいとしているぎりぎりの過密保育状況であります。さらに、一時保育も22年度中は中央保育園では延べで231人、長幡保育園は延べで412人と、ほぼ毎日2人ないし4人の子供さんを受け入れてきております。

子育て支援の一環として取り組んでいるこの事業がこれだけ利用されていることは、大変求められている事業内容であると思いますが、平常保育以外の子供さんの受け入れはお子さんの発達状況や個性が掴めない中で保育に当たるため、大変な御苦労があるところです。さらに、今年度は電力不足による対策として休日保育も実施されたところです。こうした今まで以上に大変な仕事量が増えている中、上里町においては、臨時保育士さんに安い賃金で高い専門性が求められる仕事をしていただいている実態があります。

日本では近年大きな災害が続いていますが、地震や火災、事故の発生などから子供を守る体制として、こうした体制で安全と言い切れるのかどうか、町長の考えをお聞きしたいと思いま

す。また、町長は有資格者の臨時保育士さんと正規保育士さんの仕事内容について、違いがあると考えておられるのかどうか、あわせてお聞きしまして、第1回目の質問とさせていただきます。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 沓澤議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、放射能汚染対策について、①の放射線量測定器を購入し、学校、保育所、幼稚園に配布し、測定箇所と測定回数を増やし、放射線量が高い場所を把握することの御質問でございますが、町の放射線量の測定につきましては、先ほど沓澤議員もおっしゃっておられましたけれども、毎週木曜日に児玉広域圏の協力をいただきまして、各小・中学校の校庭の放射線量を測定しているものと、埼玉県が実施している測定で、賀美小学校で2週間に1回実施されておるところでございます。

上里町におけるこれらの測定結果では、放射線量に著しい変化はなく、その平均値が国が示す年間1ミリシーベルトを下回る結果となっております。また、前回行いました保育園や学校の砂場における測定結果も基準値内であったため、利用に当たり支障のある場所はないのではないかと考えております。

御質問での各施設への測定器を配布することにつきましては、個人で購入して測定する場合は安価な機器でもよろしいかと思いますが、町から配布する場合は、精度が信頼できる機器でなければなりません。また、測定機器には機種により個体差がありますので、結果を比較する場合におきましては、同一の機種による測定が必要となります。それらを考慮しますと、その費用は大きなものとなるのではないかと考えておるところでございます。

また、この使用方法につきましても、学校、保育所、幼稚園のすべての施設に常備し、毎日調査をする必要はないものではないかと考えておるところでございます。埼玉県内におきましても、機器の貸し出し等の対応を行っている市町村がありますが、すべての施設に測定器を配置している市町村はないと認識しておるところでございます。

いずれにしても、今後の推移を見極めながら必要であれば測定器を町に整備し、施設等への貸し出しを行うなど、今後検討していきたい、このように考えておるところでございます。

次に、②の町民の内部被曝量を最小にするための対策について、食品汚染を簡単にチェックするの質問についてであります。新聞報道にもありましたが、埼玉県産のお茶から基準値を超える放射線が検出され、問題となりましたが、埼玉県では県産農産物の影響調査として、現在36品目で408検体を調査しておるところでございます。また、このほかに他の県や国におい

でも実施しているところでございます。

内部被曝につきましては、食料品がこれに関わるものとなりますが、国や県、また製造会社等で検査を行っておりますので、町でこれを再検査する必要はないと考えております。国や県で測定をしないものとして、家庭菜園で栽培される農産物があるわけでございますが、県の検査機関へ確認いたしました。簡単にチェックする方法はないようでありまして、簡易測定器を用いての測定では、周辺の空間放射線量か野菜の放射線量か、判断できないとのことでありまして、専門の検査機関に依頼する必要があるとのことでございます。

この専門機関での検査には、1検体約2万円から費用が必要となりまして、依頼数が多く、測定まで時間が必要となっておりますところでございます。また、家庭菜園等の野菜などの利用につきましては、町内の農産物が問題なく出荷や販売がされているのであれば、家庭菜園の野菜なども問題はないと判断してよいとの見解であります。

内部被曝につきましては、心配になる点は十分理解いたしますが、簡単なチェック方法として簡易測定器等で実施した場合に、測定結果によりましては風評被害を引き起こしかねませんので、町は実施するべきではないと考えておるところでございます。

次に、③の原発からの撤退についての町長の考え方についての御質問についてであります。東京電力福島第一原発の事故を受け、国のエネルギー政策（原子力政策）の方向性についてさまざまな意見があるところではございますが、2030年度、平成42年までに少なくとも14基以上の原子力発電所を新增設するという国のエネルギー基本計画は、国民の民意を得ることは難しいのではないかと考えております。

また、今後のエネルギー政策については、電力の安定供給を前提に、再生可能エネルギー、省エネルギーなどにシフトしつつ、原発への依存を計画的、段階的に減らしていくべきではないかと考えておるところでございます。

次に、④の不検出県水の安全性についての御質問でございます。

上里第二浄水場は平成6年3月15日付、埼玉県水道用水供給事業に関する協定書を締結しており、現在1日2,000m³の県水を行田浄水場から供給をしております。4月から7月、各家庭への給水では、第二浄水場地下水との割合約42%から49%ぐらいのブレンド水になっております。

今回の質問の県水の安全性についてですが、県内5カ所の浄水場において、3月23日以降毎日検査をし、ホームページに掲載をしており、町としても国の基準以下か、又は不検出になっており、安全な水と認識しておるところでございます。

国の基準では、暫定基準値、放射性ヨウ素300ベクレルキログラム、放射性セシウム200ベクレルキログラムとなっております。信頼できる値として、測定できる最小の値を検出限界値と

言い、それより小さい値は不検出としております。埼玉県企業局に問い合わせたところ、不検出なので、数値を把握していないそうでございます。検出限界値は測定条件によって変わりますが、大久保浄水場ではおおむね0.2ベクレルキログラム、ほかの浄水場ではおおむね0.5ベクレルキログラムであります。

3月25日、上里浄水場・第二浄水場の検査を実施しましたが、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134及び137ともに不検出であったわけでございます。5月11日、第二浄水場の検査を実施いたしましたが、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134及び137ともに不検出でございました。

また、県水を供給しないで第二浄水場の地下水だけで賄えますが、埼玉県水道用水供給事業に関する協定書に基づき、協定水量料金の支払いは発生しておるところでございます。埼玉県企業局の説明によれば、国の基準では暫定基準値、放射性ヨウ素300ベクレルキログラム、放射性セシウム200ベクレルキログラム以下であれば、供給は継続するというお話をいただいております。

次に、⑤の側溝清掃につきましては、主に春先から夏の時期に各行政区ごとに実施していただいております。この側溝清掃は、町道の主要幹線、例えば神保原八町河原線の歩道設置路線や、役場の西側にあります神保原堤線などの幹線道路等につきましては、以前より町で対応しておりますが、そのほか各地区の生活道路などにつきましては、各行政区の皆様には蓋上げ機やバールなどをお貸しいたしまして、地域コミュニティづくり、まちづくりの一環として管理していただいております。

地域で側溝をさらっていただきました土砂等につきましては、二、三日置きまして、乾燥いたしましたら、まち整備課と地元の皆さんとが共同で後片付けを実施しておるところでございます。側溝をさらいました土砂の取り扱いですが、放射性物質の残留をご懸念されているようでございますが、県南で久喜市が道路側溝内に堆積した土砂を採取し、空中放射線量を測定した結果を公表しておりますが、普通の空気中放射線量と大差のない値が測定をされております。

児玉郡市内の道路管理をしております地方公共団体では、埼玉県本庄県土整備事務所がございましたが、現在測定を実施しておりませんし、近隣市町村につきましても測定をしておりません。このことから、現在のところ当町では側溝土砂に関しましての測定は実施しておらない状況でございます。

次に、同和対策事業終結の見通しについての御質問でございます。

①の国が同和対策事業を終結したことに対する町長の見解についての御質問でございますが、昭和44年、同和対策事業特別措置法が制定され、以降3つの特別措置法を経て、平成14年3月末までの33年間にわたって特別対策事業を実施してきた結果、住環境や生活環境は大きく改善

が図られ、また、周辺地域との格差は是正に向かい、実態的差別の解消が図られてきたところでございます。

しかしながら、心理的差別についてはインターネット上で悪質な書き込みなどの問題等において、人々の意識の中に依然として存在していることを認識しておるところでございます。また、平成8年の国の地域改善対策協議会意見具申において述べられておるとおり、「特別対策を終了し、一般対策に移行するということは、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない」と述べており、「一般対策以降後は、従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据えて、各種の一般施策を活用しながら、同和問題の一日も早い解決を目指して取り組みを進める」とあるわけでございます。

このようなことから、同和問題を人権問題の中の一つとして捉え、差別意識解消に向けて取り組んできたところでございます。

続きまして、②上里町の同和事業はいつ終結するかと、近隣の市町村に比べ、上里町の対策はなぜ遅れているのかの質問でございますが、関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

上里町の同和事業はいつ終結するのかにつきましては、事業終結のために人権教育啓発を積極的に推進しており、一日も早く同和問題の解決がなされることを願ひまして、今後も取り組んでいきたいと思っております。なお、これまでの取り組みを漫然と続けるというものではなく、新しい観点に立って、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、近隣の状況を踏まえながら行っていかなければならないと考えております。

次に、近隣の市町に比べ、上里町の対策はなぜ遅れているのかでございますが、町では特別措置法失効後、積極的に教育や啓発をはじめとする差別意識の解消を目指して取り組みを進めているところでございます。また、近年国民の格差が拡大し、児童虐待やDV、高齢者虐待などの深刻な人権侵害が増加しております。そこで、今後も現在の社会状況や人権状況を踏まえ、さまざまな人権施策を充実させるために、差別意識の解消に向けた取り組みを推進していきたいと思っております。

次に、近隣市町の状況でございますが、神川町におきましては、今年度から同和対策事業は終了ということで、関連する事業をすべて廃止しております。本庄市においては、同和対策審議会に、本庄市同和対策補助金交付要綱制定に当たり、補助対策事業、補助対象経費、補助率及び補助の終期等の設定について審議会委員の意見を聞き、平成24年度までの補助金終了を盛り込み、平成23年3月に制定をしたところでございます。

そこで、近隣の状況が変わる中で、上里町では団体補助金について毎年度減額をしており、今後についても公平性・透明性を考慮して、補助金のあり方について見直していきたい、この

ように考えておるところでございます。

次に、子供たちの安全が守られる公立保育園の職員体制についての御質問でございます。

①の子供の人数に対する正規職員と臨時職員についての質問ですが、保育所の運営につきましては、児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設最低基準が定められており、職員数は昨年度当初の入所規模の乳児、幼児の人数により変動があります。

町立の中央保育園、長幡保育園ともに定員は60人ですが、年齢別クラスの人数、障害児の有無で、年度により配置する保育士の人数が異なります。さらに、産休や育児休業の職員も年度によって変動があるところでございます。近年では定員以上の申し込みが続いておりますが、今後の状況は不確定な部分があります。そのため、年度ごとの正規職員で不足する部分を、臨時職員で対応しているものでございます。

基準で保育士の人数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上となっております。中央保育園、長幡保育園ともに配置基準に加え、フリーの保育士を1人ずつ増員し、円滑に運営できるよう配慮をしておるところでございます。

御質問の正規職員、臨時職員の配置状況でございますけれども、先ほど沓澤議員がおっしゃっておったとおりでございます。なお、臨時職員には出産休暇代員1人、一時預かり担当保育士1人が含まれております。保育を担当する臨時職員は、全員保育士資格を有しておるところでございます。

次に、有資格の臨時職員と正規職員の仕事内容についての御質問をいただいたわけでございます。

保育士資格については、正規職員、臨時職員ともに所持していますので、正規職員はクラス担任として年間事業計画の作成などを中心となって行っておりますが、臨時職員においても各クラスで保育全般を担当しておるところでございます。配置に当たっては、各クラスに正規職員を1人ずつ配置し、加配も含め配置基準の不足分を臨時職員で充当するようにしております。臨時職員についても有資格者であり、正規職員をサポートし、子供たちの安全、健全な発達のために熱意をもって職務に当たっていただいております。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、放射性物質に関するところからお願いをしたいんですけども、私も各小学校、保育園、幼稚園すべてに1台ずつ設置が可能かどうかということは、予算的なこともあるなという

ふうには思っているんですけども、いずれにいたしましても、群馬大学の早川教授なども放射能汚染マップを発表しておりますけれども、そうしたものを見ましても、本庄市、いわゆる上里もかかるこの地域に、インターネットで取り寄せましたけれども、色がちゃんとついておりまして、かなり放射能の汚染の心配があるということも明らかであります。

町民は不安だからこそ心配しているわけでありまして、確かに1週間に1回各学校の測定、また県におきましても賀美小学校を隔週で測定していただいております、その内容的には一応基準の範囲内ということでもありますけれども、三郷市などは各公園、保育園、幼稚園などもすべて県からの実施から漏れているところも全部、市で実施しておりますけれども、そうしたところの資料を見ますと、土のところよりも草地のほうがいずれも高い、かなり高い線量が出ております。

そうした実態を見ましても、本当に学校の中心点1カ所だけの測定を継続して、それで安全と言えるのかどうか、これが町民の声でありますので、もう少し細かくいろいろな場所、子供たちが特に使う公園であるとか児童館、公共施設、そうしたところを細かく実施して、安全であるということがわかればそれでいいわけですので、何らかの対策をとってもらえないものか。配布しないまでも、もう少し細かい測定を実施していただきたいという要望があるんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど来、植原議員の質問にもお答えをさせていただいたところでございますけれども、大気中の検査や農産物の検査、そして幼稚園、保育園の砂場の検査等、町でもいろいろ検査をやってきたところでございますけれども、基準値を超える放射能の検出はなかったということでございます。

先ほど植原議員の御質問でもございましたけれども、地図上は上里町、本庄市にも流れているということでございまして、住民の皆さんが非常に心配をされている、そういうことは重々御承知をしておるところでございますけれども、そういったことを含めまして、今後の推移を見きわめながら、必要であれば測定器を町に整備をして、施設内の皆さんにも貸し出し等もしていけるように、今後検討させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

広域圏にも測定器があるわけでございますけれども、余り安い機械で測定の基準が変わったり何かしてしまいますと、かえってそれが風評被害になってしまうということも、先ほどお話をさせていただきましたけれども、そういうことのないように今後検討をさせていただきたい、このように思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 今後検討したいということでもありますけれども、本庄市の学校の検査等を見ますと、0.2を超える学校なども見受けられます。例えば旭小学校であるとか本庄南小学校であるとか、中央小などもそうした高い数値を示していると思います。いずれにしましても、八町河原も非常に旭小学校に近いところでありまして、古新田なども南小学校に非常に近い、そういったことを考えますと、やはりもっと細かい測定が求められるのではないかなというふうに思います。

測って、放射線量が低いということがわかれば、即安心できるわけでありまして、被曝を受けてから、あそこは本当は高かったんだということが後でわかっても、取り返しがつかないことになりますので、そうしたまだ測っていない場所、特に子供たちの遊び場、住民が集まる集会所、各地域の区長さんが管理するところの集会所等測定する必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 県の測定によりましても、先ほど議員がおっしゃられたように仁手小学校、利根川の沿線がやや高かったというようなお話は聞いておるところでございます。広域圏にある測定器においても、せっかくあるわけでございますけれども、即そういった子供たちの遊び場だとか保育園、そういう箇所についても即測っていただけるように申し入れをしてみたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。ぜひ実施していただきたいなというふうに思います。

次に、内部被曝にかかわるところでありますけれども、先ほど町長は、測る機器によって逆に不安をあおることになってしまうのではないかなという心配をされていたわけでもありますけれども、確かに非常に厳密に測る機械というのは高額でありますし、測るに当たっても専門家が対応しなくてはいけないということでもありますけれども、それは県で実施していただくしかないというふうに、私も思っています。

しかしながら、上里町の産業は農業が中心でありますし、地元で家庭菜園などを行っていて、本当にこれは食べて安全なのかという声が高いわけであります。簡易な測定法としましては、一般の自然界の空間的な放射線量が加味されるのではないかなという心配も町長しておられましたけれども、自然放射線の影響を防ぐために、釘などを袋へ入れてシンチレーション式サーベ

イメーターで測ると、その食品の放射線量がきちっと測れるということでありますので、予算的にもその機器ですとそんな高くはないんですね。ですから、たくさん購入しろというふうには思いませんが、安全・安心のために測ってみたいという要望に応じて、1台でも2台でも購入していただければ非常にありがたいなというふうに思うところです。

特に上里町の直売所におきましては、地元の野菜を安心して買っていただくという、農家の方にとっても消費者にとっても、そういうことが求められているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 野菜等の測定につきましては、順次やっておるところでございまして、先ほども申し上げましたけれども、各部門のそういった野菜の測定もしていきたいというふうに思っておるところでございします。特に、地元の野菜は直販所などで売られておるわけでございますから、何とか簡単にそうした、簡単に測定できる機械がもしあるとしても、ただ、精密の機械と、そういう簡単な機械で測定して、もし違った場合、これがまたどういうふうに反応が、ちょっと難しくなってくるんじゃないかな、そういうふうにも思っておるところでございしますけれども、簡単にそういつて測定ができる機械があるとすれば、もう少し研究をしてみたいというふうに思っています。

研究した結果、買ったほうがいいということであれば、買わせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） ぜひ検討していただいて、まずは安全の範囲内なのかどうかということを知るだけでも、安心して口にできるということでありますので、お願いしたいというふうに思います。

次に、県水のことは、不検出だけでその細かい数値は県も把握していないということなので、それは機械のそれ以上出ないということであれば、やむを得ないかなというふうに思いますけれども、数値が出ているのであれば、ぜひ細かく発表していただいたほうがより安全かなというふうに考えましたので、お願いしたところなんです。

5番目の側溝の汚泥についてでありますけれども、やはり雨が降ったりした場合に、最終的に流されて集まっていくところありますので、非常にホットスポットになりやすい場所であるというふうに思います。ですので、測らないで多分大丈夫だろうというのは、いかにも無責任だと思いますので、消防本部に1台機械が実際あるわけですから、上里町で購入できないの

であれば、せめてお借りして何カ所か、特に子供たちが通学路として使っている側溝などは測っていただきたいなというふうに思うところです。

万が一高い放射性物質を含んでいたものを道路に上げてしまって、二、三日乾かしてから運びましようと言っている間に飛散した場合には、後から取り返しがつかないわけですから、そのことは重ねてお願いしたいというふうに思います。答弁をお願いします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 広域圏で測定できる測定器につきましては、そうした土砂の測定というのは不可能だそうございまして、これは県の精密な機械でなくては測れないということでございますので、県のほうへお話をさせていただきまして、できれば1回そういう形の中で、側溝の土砂の測定もできるかどうかわかりませんが、一応県のほうへ申し入れをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 上里にも県道があるわけですので、それではぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、大きな2点目の、同和事業の終結についてお聞きしたいわけですが、町長も事業終結のために取り組んでいるんだというふうに言われましたので、大変希望が持てるかなというふうに思っていますが、いずれにしても、国の法律が終結してもう10年になりますので、テンポとしては非常に遅いなというふうにも思っています。

私は、以前から同和対策事業の終結を宣言している自治体に学んでほしいということをお願いして、幾つかの自治体の具体的な例も挙げてきたわけですが、そうした考えについて、そうした終結している自治体に学ぶ、そのことについての町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたとおり、これまでの取り組みを漫然ととり続けるのではなくて、新しい観点に立って、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めて、近隣の状況を踏まえながら今後の対応をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 神川町の町長さんは長野県の御代田町に視察に行かれ、その後同和問題の終結を議会の中で明らかにしております。長野県の御代田町なんですけれども、非常に

同和問題では大変な地域でありまして、2006年には担当の職員の方が自殺をするという大変悲惨なことも起きて、その後に同和対策事業を終結するという候補者が町長になられ、この2月にまた再選されたという、そういう町であります。

神川町の町長は自からそちらの町を視察されて、そうした結論に至っているわけでありますので、児玉郡市の状況だけではなくて、そうした具体的に苦しい困難なところを乗り越えて終結してきた町もあるわけですから、そうしたところにぜひ学んでいただいて、一刻も早く終了していただきたいなというふうに思うわけです。

私は、最近立て続けに2人の方から、自分は実は同和の関係者なんだけどということで前置きされた上で、早くやめてもらいたいというふうに訴えられました。そういう事実もありますので、一刻も早く差別が本当はない、行政が差別をしない、そうした事業に切りかえてほしいなと思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 長野県の御代田町の町長の講演等も、本庄市にも来て何回も講演をさせていただいておるところでございます。私もたまたま都合が悪くて行けなかったわけでございますけれども、それらの話もよくよく聞いておるわけございまして、一日も早くそういうことが全面解決の中で終了できればいいなというふうに思っておるところございまして、今後とも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 初めてだと思います。終結に向けて努力をするというふうに町長が言われたのは、初めてだと思いますけれども、私はあえてお願いしたいのは、やはり期限を、見通しを持っていただきたいというふうに思います。いつまでも努力じゃなくて、もう法律も終了したのでありますから、せめて目処を立てて、そこに向けて努力をしたいという姿勢を見たいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 同和問題の全面解決に向けて努力をしてまいるということでございます。今後も近隣のそういった状況を踏まえながら、対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 一刻も早い終結を望んでおります。

次に、3点目の保育所の職員体制について伺いたいんでありますけれども、7月14、15日と、文教厚生常任委員会では公立保育所2カ所と児童館の視察をしてまいりました。その中で、9月の議会日より№52のほうに文教厚生常任委員長さんもまとめていただいたわけでありまして、保育所においては正規職員より臨時職員が多いのが気になりました。

今年の夏は電力対策に伴い、企業の就業時間変更に対応し、必要な園児（土曜日、日曜日、祭日）の保育も開始したり、また職員の産休・病欠時の職員配置に苦慮しているようです、と、あと途中省略しますが、保育園及び児童館に共通して要望されていることは、教育の町を宣言している町でありながら、正規の職員が少なく、臨時職員で対応していることで、子供たちの身に何か起こってからでは大変ですので、委員会として町当局に必要とされる正規職員を採用し、対応されるよう強く要請していきたいというふうに報告されております。

今、町では実際は、3人に2人は非常勤臨時の職員で対応しているという現実があります。国の配置基準には、育休であるとか休んでいる方を除けば足りている状況という説明でありましたが、今現在、もう何年も年度当初は、ぎりぎり60人でスタートしますけれども、年度末になるといつも定員を大きくオーバーしている状況が続いていると思います。

そうした中で、産休であるとか病欠であるということはやむを得ない事態として、それは復帰してくるわけですから、臨時採用というのは仕方がないというふうに私も思いますけれども、日常的に保育する状態の中にそういう臨時職員さんを多くしているということは、いざ産休の職員が発生したときに、本当に大変な事態になりますし、万が一何か事故があったときに、何か起こったときに慌てても取り返しのつかないことでありますので、その点についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 確かに沓澤議員おっしゃられたように、臨時職員が多いわけですが、臨時職員も保育士の資格は持っておるわけですが、臨時職員が多いから事故が発生すると、そういうことではないんじゃないかな、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、正規職員の採用については事務職、専門職を含めて定員管理計画の中で必要な職員の採用を今後検討してまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 私の言葉が足りなくて、臨時職員の皆さんでは不安というふうに聞

こえたら申し訳ないというふうに思います。私も保育士の一人でありますので、臨時であろうと正規であろうと、子供たちの前に立ちますとすべて同じ指導員、保育士になるわけです。ですから、臨時職員だから不安というふうに言っているのではなくて、同じ命を預かる大切な仕事をしていただいているにもかかわらず、非常に安い賃金で身分を保障されることなく働いていただいているという、このことが大きな問題じゃないかなというふうに思っています。

財政が厳しいということもありますけれども、この労働者を不当に働かせるという、このことがしいて言えば町民の暮らしを苦しくさせて、町税が安くなる。収入がないので町税が納められない、そういう悪循環につながっているというふうに思いますので。私も正規職員と臨時職員さんでは、仕事に差があるというふうには全く思っておりません。同じ仕事をしているにもかかわらず、このような待遇になっていることについて非常に遺憾だというふうに思いますので。再度検討していただけるということでもありますので、そうした立場で検討をお願いしたいというふうに思います。

○議長（伊藤 裕君） 要望でいいんですか。

○10番（沓澤幸子君） 答弁をお願いします。

○議長（伊藤 裕君） 答弁をお願いします。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 臨時職員の賃金につきましては、それぞれの職務の内容に応じて決定しておりますけれども、埼玉県 lowest賃金額の改定や近隣の市町村の動向も踏まえながら、適宜改定を行っておるところでございますけれども、この臨時職員におかれましても、こういう条件の中で募集をして採用しておるわけでございます。無理にやらせていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、定員の管理計画の中で必要な職員については採用してまいりたい、このように考えております。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

○10番（沓澤幸子君） 今、日本中で失業率が非常に高く、職を選べないという状況があると思うんですね。ですので、安くても有資格者であっても選べない。そういう現状の中で働いている方も非常に多いと思います。これは町の責任じゃなくて国の政治そのものの大きな責任があるというふうに思いますけれども、国に対してもそうしたところをきちっと要望していただいて、正規職員で採用できるような条件づくりを進めてほしいなというふうに思っていますが、そうしたことについての町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほど沓澤議員のお話の中に労働者を不当に働かせていると、そういう発言があったわけでございますけれども、全く我々とすれば不本意な発言であるわけでございます。国にもそういった状況の中で、今後そういう働く条件についても要望をしてみたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。2時50分より再開とします。

午後2時35分休憩

午後2時50分再開

○議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊藤 裕君） 一般質問を続行いたします。

6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

○6番（中島美晴君） 議席番号6番中島美晴でございます。

通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1、水環境の整備について、2、公園の整備について、3、障がい者・高齢者の人権について、4、高齢者福祉について、5、障がい者支援についての5項目です。順次お伺いしますので、町長に答弁をお願いいたします。

初めの質問に入らせていただきます。

水環境の整備について、生活排水処理施設についてお伺いします。

上里町生活排水処理基本計画は、埼玉県生活排水処理施設整備構想と整合性を図るために策定されたものであり、整備計画目標は平成37年度とされています。公共下水道及び農業集落排水整備区域並びに合併処理浄化槽設置区域を定め、計画的に整備推進をしています。

公共下水道につきましては、昨年4月から第1期工区として約128ヘクタール区域が供用開始され、1年が経ちました。しかし、個人のさまざまな事情により、事業認可区域の接続率は申請ベースで26%と低く、課題であります。現在、下水道担当課職員は、こんな素敵なチラシがとてもわかりやすくできているんですけども、このようなチラシを作成して、下水道への接続をとのチラシを作成し、接続促進に向けて積極的に戸別訪問して取り組んでおられますが、一層の接続率を高めるために、どのような対策を考えておられるのかお伺いします。

また、公共下水道の整備につきましては、現在第2期整備区域に着手しており、大字神保原

町の高崎線以北から国道17号線間の区域で、西側はイオンモールまでの約93haとし、7カ年ぐらいかけて整備実施されるとのことでしたが、今回、2年工期が延長されたとの報告をお聞きしたところであります。

今後、当町においても高齢社会、人口減少が訪れますが、その後の第3期整備区域は人口密度の高い区域を広げて整備することが望ましいと私は考えますが、町長はいかがお考えかお聞かせください。また、下水道の全体計画区域については、今後の状況を踏まえ、見直す必要があると思いますが、どのように考えておられるのか、この点につきましても町長の見解をお伺いいたします。

一方、町内では汲み取り、単独浄化槽、合併浄化槽の合計に占める汲み取りと単独浄化槽の割合が45%を占めています。下水道の整備対象区域外では、生活環境改善や水質保全の観点から、合併浄化槽への転換を進める必要があると考えます。転換促進の状況と今後の促進策についてお伺いします。

続きまして、町民の方から寄せられました相談の中からの質問ですが、雨水処理の整備についてお伺いします。

町長のもとにも重なる幾つかの要望・請願が届けられているかと思いますが、先日の台風12号では、ゆっくりとした速度でしたので降雨量が多かったためか、町内のあちらこちらで浸水被害が発生しました。豪雨時には浄化槽の主な放流先となっている道路側溝や用水から雨水が溢れ、道路を冠水し、田畑や宅地に流れ込んだ箇所は何か所もあり、床下、床上被害まで発生してしまいました。

住宅地の中心地域でも道路側溝から雨水が溢れ、その水が浄化槽へ逆流し、汚水が再び溢れ出して、道路が冠水してひざまで汚水につかってしまいました。大光寺のところでは一時車2台がはまり、消防車に救出されたとのことでした。今回の台風の時だけではなく、ちょっとした降雨でも側溝を流れる放流先が本庄市との境界地域で行き止りになっているところや、側溝の上流地域に家が増え、雨水と一緒に生活排水も流れることから、容量を超えてしまうのか、下流に集中して流出し、側溝や道路のますから噴き出してしまうところがあります。

子供たちの登下校時には、降雨による家庭雑排水の流出により、汚れの混じった雨水で道路がすぐに冠水し、長靴を履いていても低学年の児童には役に立たず、転倒の危険だけでなく、衛生面でも健康被害が懸念されます。生活環境の保全の視点から、早急に排水対策の改善が必要です。下水道計画区域につきましては、下水道が整備されれば污水管を側溝につなぐ必要がなくなるため、浄化槽から汚水が溢れることがなくなります。しかし、下水道の整備には多くの費用と時間がかかることから、短期的には緊急処理対策としてどのような対策を考えておられるのか、町長にお聞きします。

次に、2番目といたしまして、公園の整備について、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として安心・安全で快適に利用できるよう、公園遊具の点検等についてお伺いします。

上里町の町民1人当たりの公園面積は、私が以前質問させていただいたときの調査では約21.9㎡で、当時の全国平均値が8.1㎡でしたから、1人当たり面積で比べると高い水準にあります。その後、整備された公園もありますので、数字的にはもっと高くなっているかと思われませんが、多くの町民にはその実感がありません。

今年の8月5日、町内5校の小学生の代表20名が、町になって40年、未来に私たちが望むことをテーマに、さまざまな視点から明るいまちづくりの意見発表をしました。その中にも、公園が少ないと思う、あっても小さな公園しかないとの意見が多く寄せられておりました。

関根町長は講評の中で、子供たちが住みたいと思えるまちづくりには自然豊かで思う存分体を動かせる公園が不可欠であり、コミュニケーションの場としての公園の必要性も強く感じており、何とか公園を増やしていきたいと考えています。身近な公園づくりに取り組んで、子供たちが生き生きとした笑顔になれるようにしたいと思います、と話されておりました。

町内に公園は運動公園や遊具のある公園等、大小整備されており、決算で示されたように多額の管理費用が委託されている業者や団体に支払われています。にもかかわらず、町民が実感されない理由はなぜか。公園の中には夏休みが近づいたころでしたが、腰まで伸びた草で遊具がほとんど見えなかったり、壊れたままのアスレチックや滑り台の階段が使用禁止の張り紙や処置すらされておらず、中には壊れてからだいぶ時間が経っているなどと思われる箇所もありました。もしも子供たちが利用してけがでもしたらと、背筋が寒くなるのを覚えました。反対に、地元の人たちにより、きれいに管理されて親しく利用されている様子が伺える公園もありました。

公園遊具の点検は自治体で対応が分かれています。国土交通省が公表しました全国調査結果によりますと、年12回以上実施している自治体が56ある一方で、1年間で一度も公園遊具の定期点検を行わなかった自治体が214、全体の14.8%に上がっていました。年1回の点検が712、49.3%と一番多く、平均では年2回の実施となっていました。定期点検すれば事故は未然に防ぐ可能性が高まりますので、より安心して楽しく利用してもらうため、安全確保のためにも、定期点検に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、町内の公園遊具の点検はどのように実施されておられるのか、点検調査の状況についてお聞かせください。また、公園で老朽化した遊具や壊れた遊具を取り替える自治体に対し、費用負担を軽くするため、2013年度までの時限措置ですが、遊具の更新費用を国が補助する支援事業も創設されているので、活用を検討されたいかがか、その点についても町長に見解を

お伺いします。

次に、公園の除草対策の取り組みについてお伺いします。

先ほども触れましたが、公園整備費用として除草費用も多く歳出されておりました。私は大きな運動公園や長久保公園などは業者委託でもよいと思いますが、住宅地域内の身近な公園や児童公園などの除草作業は、できるだけ自分たちの地域は自分たちで守り、みんなに楽しく利用していただこうとの協働・共助のまちづくりの理念のもと、町民の皆様にも公園サポーターとなっただき、身近な公園づくりに取り組んでいただけるよう再度の呼びかけを提案させていただきたいと思いますが、いかがか、町長のお考えをお聞きます。

次に、3番目としまして、障がい者・高齢者の人権について、成年後見制度利用支援についてお伺いします。

成年後見制度は、加齢に伴い財産管理やさまざまな契約などを自分ですることが不安になった人や、認知症や知的または精神障害などの理由で、判断能力が十分でない人に対し、財産管理や身上監護など、法律面や生活面で保護し、支援する制度です。

介護保険制度とともにスタートし、介護サービスが措置から契約へと移行したため、それを補完する目的もあり、同時に施行されたと言われます。しかし、利用が有効と認められるにもかかわらず、社会の認知度も高くなっているようですが、どういう場合に利用したらいいのか、成年後見人は何をするのかといった具体的な話になると、難しくてわかりにくいといった声を聞きます。特に、費用負担が困難なことなどから利用が進まないといった事態に対応するため、成年後見制度利用支援事業が創設されました。

高齢化の進行により、制度の対象となる人が増えていくことに加え、最近、認知症や高齢者を狙った住宅リフォーム詐欺など悪徳商法が続発しており、成年後見制度の必要性はますます高まり、制度の普及が望まれます。同利用支援事業は国庫補助事業であり、市町村が実施主体となって行われます。

そこでお聞きますが、上里町もひとり暮らしの高齢者や制度利用対象者が増えていく中で、真剣に検討されていると思いますが、どのように取り組まれておられるのかお伺いします。また、今後成年後見制度の利用件数が増えると見込まれる一方で、その支援者となる成年後見人等の受け手不足が懸念されています。地域福祉の視点から、身近な市民という立場で後見活動を行う後見人候補のすそ野を広げる取り組みとして、市民後見人を養成する養成講座を開催する自治体なども徐々に増えてきているようです。

後見人不足や経済的負担などといった問題を解消する切り札として、期待されているボランティアによる市民後見人の養成について、町長の見解をお聞かせください。

次に、4番目といたしまして、高齢者福祉について、簡易聴覚チェッカーの導入についてお

伺います。

超高齢社会となり、さまざまな分野で高齢者への取り組みがなされていますが、医療や介護を必要とする高齢者は年々増えております。こうした中で、これまでと同様に住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持するための大きな要素として、コミュニケーションの重要性が挙げられ、円滑なコミュニケーションの維持が不可欠と言われておりますが、それを妨げるのが認知症と聴覚障害とのことです。

聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴高齢者の早期発見が重要な要因の一つであることに注目しての取り組みとして、埼玉県坂戸鶴ヶ島医師会では、地元自治体である坂戸市、鶴ヶ島市の協力のもと、平成18年度、平成19年度の基本健診時に聴覚検査を実施し、特定健診に移行してからも続けられているとのことです。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち、聞こえづらいと自覚している人は21.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚しています。

加齢による難聴は老人性難聴とも呼ばれ、社会参加ができづらくなったり、家庭内でも会話が減り孤立したり、閉じこもりやうつ、認知症へとつながっていくと考えられています。先に述べました坂戸市、鶴ヶ島市での定期健診実施の結果、平成19年度で9,653人受診し、575人に異常が認められ、専門医への再受診を勧奨したということです。

また、検査の際使用する簡易聴力チェッカー・ペンギンボイスも、鶴ヶ島耳鼻咽喉科の医師により考案・開発されており、この簡易聴覚チェッカーを活用し、市の職員が要支援の方、介護認定には至らぬ特定高齢者や、老人会などに参加されている元気な高齢者の皆さんたちが活動している体操教室とか、生きがい対策、デイケア等のところに行き、聴覚チェックを実施しているとのことであります。

現在、上里町も第5期介護保険事業計画の策定作業中のことと思います。高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けるため、介護予防の充実のためにも、介護予防事業や老人クラブ活動等元気な高齢者が集うところで、簡易聴覚チェッカーの導入に向けた事業実施を検討していただけないでしょうか、町長の見解をお伺いします。

次に、最後の質問となりますが、障がい者支援について、内部障がい者の安全・安心の確保についてお聞きします。

上里町は、人権尊重の町、人権擁護の町宣言をしています。障がい者の人権を守り、自立を支援するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人たちへのさまざまなバリアを取り除いて、自立と社会参加ができるよう支援すべきであります。その一つの取り組みとしまして、町民サービスの視点も含めて、内部障がい者、内部疾患患者の安全・安心の確保についての取り組みを提案させていただきます。

内部障がい者の方々は、外見からその症状は全くわからないために、日常の社会生活の中で大きな不安を抱えて生活をしています。内部障がいは、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱または直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の6つの機能障がいを総称したもので、厚生労働省の調べでは、18歳以上で85万人、身体障がい者の4人に1人にも上がります。

行政指導により、ハートプラスマークを車いすに代表される障がい者マークと同列に普及し、見えない障がい、身体内部障がいを持つ人への理解と環境整備に取り組んでいただきたいと思います。現在、庁舎駐車場の一角に車いすマークが路面標示されていますが、内部障がい者も利用対象者とする専用スペースか、併用の掲示板か看板、ハートプラスマークを設置することを提案しますが、いかがか、町長の見解をお聞きします。

ハートプラスマークは、身体内部に障がいを持つ人を表しています。ハートプラスの意味は、身体内部を意味するハートに思いやりの心をプラスしています。身体に障がいがある方のうち、約40%の人が内部障がい者と言われています。町の広報紙やホームページなどで内部障がい者の存在を視覚的に示すハートプラスマークを紹介し、町民の多くが認識し、温かい理解が得られるよう周知啓発の取り組みについて町長のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問は終わります。

○議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 中島議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、1番の水環境の整備について、御質問の生活排水処理施設についてお答えを申し上げます。

近年の経済発展に伴う生活水準の向上や都市型の生活の定着に伴い、豊かさを実感する一方で、一般家庭から排出される生活排水の汚れが原因で、ハエや臭気等の発生する生活環境の悪化や、河川などの公共用水域の水質悪化が生じております。

当町では、生活排水の処理対策を地域の実情に応じて効率的かつ経済的に進めるため、平成22年3月に上里町生活排水処理基本計画を策定いたしました。当計画におきましては、公共下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽の3つの手法により、平成37年度には生活排水の処理対策を100%とすることを目標にしておるところでございます。

公共下水道につきましては、平成22年4月1日に七本木、神保原、八町河原、忍保の一部及び工業団地において供用を開始し、現在供用済み面積は約130haとなっております。しかしながら、下水道の接続率は平成23年8月現在で先ほど議員もおっしゃられており

ましたけれども、26%という状況になっております。

昨年度からは接続率を高める取り組みとして、町民と直接対話ができる戸別訪問による啓発・接続促進を実施しているところでございます。既に下水道へ接続された方からは、浄化槽から排水先であった側溝の清掃が不要になるだけでなく、臭気が大幅に減少し、生活環境の改善したとの意見をいただいております。

一方、未接続の方におきましては、宅内排水設備工事に係る工事費用が高額であり、資金の調達が困難であること、既に浄化槽が稼働しておること、高齢者のみの世帯で、今後の生活を考えると接続の緊急性を感じないことなど、さまざまな要因が下水道の接続の妨げとなっているのが実態でございます。

今後は、引き続き戸別訪問による啓発・接続促進を進めるとともに、下水道指定工事店の協力を得て、休日に開催する下水道接続相談会や広報やホームページの一層の活用など、町民の視点に立った多様な接続促進策を継続的に実施してまいります。また、接続促進策の取り組みと並行いたしまして、下水道の管渠につきましても順次計画的に整備する必要がありますが、整備に当たりましては都市計画決定済みの用途地域を優先しており、平成22年度に着手した第2期整備区域につきましては若干遅れておりますが、平成28年度の完了を目標に、鋭意事業を推進しているところでございます。

その後着手いたします第3期整備区域につきましては、投資効果や人口密集地区等の状況を考慮し、神保原駅南土地地区画整理事業地区及び三軒、三田地区の2地区を候補地としております。今後地元の接続同意の状況などを勘案し、先行して整備をする地区を決定してまいります。なお公共下水道の全体計画区域につきましては、今後の人口減少の進行や社会情勢の変化などを踏まえまして、適切な規模となるよう検討してまいりたいと思います。

一方、公共下水道や農業集落排水の区域外となる地区では、浄化槽設置整備事業補助金を交付いたしまして、汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進しているところでございます。交付実績につきましては、平成22年度が7件、平成23年度が8月末現在で6件となっております。この補助金につきましては、国及び県から補助金も含まれておりますことから、引き続き積極的に転換が図れるよう、要望とともに転換の重要性に係る啓発活動を行っていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、雨水処理の整備について。

近年では多発するゲリラ豪雨や都市化が進展し、地表面の多くが舗装やコンクリートで覆われることが雨水の浸透及び貯留能力を減少し、雨水流出量が著しく増加するとともに、短時間に集中して側溝等の排水施設へ流れ込むことに起因し、各地で多くの災害が発生しております。当町におきましても、今年の台風12号の影響により、8月31日から9月3日にかけて雨が断続

的に降り、町内では床上浸水3件、床下浸水14件、その他多くの箇所で道路が冠水するなど、甚大な被害が発生したところでございます。

御指摘されました三田、古新田地域などの開発に伴いました住宅地での雨水排水処理でございますが、現在町施工の道路側溝、または開発に伴い布設されました側溝や雨水管渠などで排水がなされております。これらの地域はかつては林や畑が多く、雨水が貯留されやすく、一度に道路側溝に流出することはありませんでした。しかし、住宅開発が進むとともに、宅地内から雨水が一度に道路側溝に排水されるようになり、既設道路側溝の排水能力を上回る雨水が集水され、場所によっては道路が冠水するといった状況となっておるところでございます。

公共下水道事業の全体計画では、これらの地域に関しましては、本来元小山第一排水区と古新田排水区と定められておるところでございます。この雨水排水計画に基づき、雨水管渠整備を実施すれば、道路冠水は改善されるものと考えておるところでございますけれども、先般の12号台風の雨水状況を見ますと、これを待っていてはなかなか解決に至らないということでございますので、三田地区の改善策といたしましては、雨水管渠を三田久保原線を斜めに横断させ流速を高めると、側溝からの冠水を軽減させる方法や、現在の側溝の枠に並行して側溝を布設し、冠水箇所の雨水を下流の断面の大きい部分まで持っていく方法など、冠水を軽減できる方法を今、検討をしておるところでございます。

次に、公園の整備について、公園遊具の点検等についてというご質問でございます。

町にある公園につきましては、都市公園が上里町烏川・神流川総合公園のゴルフ場が5万616平米、野球場・ソフト場が9万5,527㎡、長久保公園が1万2,197㎡、田通し公園が1,660㎡、七本木児童公園が3,992㎡、長幡児童公園が1,505㎡の6カ所、合計65万5,492㎡でございます。

このほか、金久保城址公園、駅北コミュニティー広場、大御堂公園、柿木公園、上里町烏川・神流川総合運動公園の宮多目的広場、児玉工業団地遊水池グラウンド、堤水辺公園、三町農村公園、みちくさの道、久保新田コミュニティー公園、また宅地開発に伴って設置された公園など、数多くございます。また、町の公園ではございませんが、滑り台や鉄棒、ブランコなどの遊具が各地域の神社境内地などに数多く設置されております。

これらの公園などに設置されている遊具の点検は、大規模な公園である長久保公園や忍保グラウンドなどでは、管理を委託しております。業者が点検を実施する委託契約を締結しておるところでございます。各地区の老人会などの地域の団体に管理委託しております小公園は、小さな修繕を地域で実施していただく管理に関する協定を締結しております。神社境内地に設置しておる遊具は老朽化が進んでいるため、地域から要請により、危険な場合は撤去を行っております。また、これらの遊具の塗装については、町からペンキなどの資材を提供し、地域で行っていただいております。町の担当課でも巡回し、安全状況の確認を行っております。

ますが、今後定期的な巡回点検についても実施をしてみたいと考えております。

公園遊具の修繕は、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業という国土交通省の補助事業がございいます。補助要件として公園施設長命化計画に基づき維持管理されている公園が対象であったり、一定の事業規模でないと補助対象にならなかつたりするといった制約がございいますが、遊具の修理につきましては、この補助事業について十分検討してみたいと考えております。

なお、長久保公園や金久保城址公園、忍保グラウンドの遊具につきましては老朽化が進み、一部使用禁止になっておりますが、8月の埼玉県地域子育て創生事業補助金、先ほど議員がおっしゃられておりました事業の補助金が300万円の交付決定をいただいたわけがございいます。ターザンロープをはじめとした遊具の修繕を行ってまいります。いずれにいたしましても、子供たちが安心して遊ぶことができますよう、今後とも遊具の点検を十分に行なってみたい、このように考えておるところでございいます。

次に、除草対策についてというご質問でございいます。

先ほど説明させていただいたとおり、町には数多くの公園がございいます。大規模な公園は業者や社団法人上里シルバー人材センターに除草をはじめとする管理を委託してまいります。また、地域の小公園につきましては、地域の団体と管理協定を結び、管理をお願いしているところでございいます。

中島議員が提案する公園において、活動するボランティア団体である公園サポーターですが、現在、町の小公園9カ所に地域の老人会など管理する協定を締結し、管理をいただいております。町といたしましても、できる限り地域の公園は地域で管理していただくことが望ましいと考えております。小公園に限らずそのほかの公園につきましても、地域の団体やスポーツ関係の関係利用団体などと協力して管理ができるよう協力を求め、町民との協働のまちづくりを進めてみたい、このように思っております。

次に、成年後見制度の利用支援についてですが、町では上里町成年後見制度利用支援事業実施要綱及び上里町成年後見制度利用支援事業報酬助成要領を、平成23年3月に定めました。成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方々が不利益をこうむらないよう家庭裁判所に申し立てを行い、その方を援助してくれる方をつけてもらう制度で、障害者等の保護を図りつつ、自己決定権の尊重、残った能力の活用、ノーマライゼーションの理念をその趣旨としておるところでございいます。

種類といたしましては、後見人、保佐人、補助人であり、本人の判断能力に応じて選任されております。また、任意後見制度があり、判断能力が衰える前に本人が後見人を選任し、認知症などになってしまった場合に成年後見制度に切りかえる方法などもございいます。

上里町の要綱、要領では、親族等がない場合や、いても何らかの理由で申し立てができない場合などに町長が申し立てを行い、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成することなどについて定められておるところでございます。現在、町長申し立ての件数は平成20年4月以降、高齢者で1件、障害者で1件の2件でございます。報酬についての補助は本人の支払い能力があるため、実施をされておらないわけでございます。

国・県では成年後見人制度を地域生活支援事業の中で必須事業として位置づけ、今後需要が増加することが予想されることから、市民後見人の育成、法人後見（例えば社会福祉協議会等）などについて推進する予定となっております。

町でもこの制度の周知について、窓口で相談に応じることや、民生委員協議会への啓発、老人クラブの活動の折にお知らせしながら啓発に心がけていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、4、高齢者福祉について、簡易聴覚チェッカーの導入についての質問でございますが、現在、先進例として鶴ヶ島市の状況をお聞きしました。

坂戸鶴ヶ島医師会副会長で耳鼻咽喉科専門医小川郁男医師の「耳の疾患は寝たきりになる要因の一つ。耳が聞こえなくなる過程で、外出や周囲とのコミュニケーションが減り、閉じこもりがちになる。難聴が認知症の進行に何らかの影響がある」という考えから、同医師会が鶴ヶ島市へ簡易聴覚チェッカーによる調査・協力依頼がされたところでございます。

市では、本年7月から9月の間、要支援1・2認定者、包括支援事業の二次予防、一次予防対象者、合わせて380人を個別面接方式により、聞こえの調査を進行中とのことでございます。調査機器の簡易聴覚チェッカーは、無償借用となることで、調査費用予算は計上していないとのことでございます。今後の対応につきましては、今回の調査はデータ収集が基軸で、データ分析結果を待ちたいとの考えのようでございます。本年度以降の簡易聴覚チェッカーを用いた事業展開は未定とのことであります。

本町におきましても、ただいま申し述べました鶴ヶ島市での調査の分析結果と予防対策との効果等の情報をもとに、近隣市町との連携をとりながら事業実施の研究をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、5番の障がい者支援について、初めに①の内部障がい者の安全・安心の確保についてですが、現在、上里町には内部障害による身体障害者手帳をお持ちの方が280人、うち心臓機能障害の方が141人、腎臓機能障害の方が85人、その他54人となっていて、身体障害者手帳を持っている方の約29%となっております。

公共施設における駐車場などに内部障害者を表す表示をすることについては、障害者マークとしては車いすの表示が国際シンボルマークとして定められており、すべての障害者を対象と

するものでございます。このほかに、国際シンボルマークとして盲人のためのマーク、聴覚障害者のマークなどがあります。

国際シンボルマークではありませんが、ハートプラスマーク、オストメイトマーク、身体障害者補助犬マークなどがあり、町では混乱を防ぐことなどから、当分の間、公共施設等の表示については広く認められている車いすの国際シンボルマークを使用していきたい、このように考えておるところでございます。

②のハートプラスマークの周知・啓発については、特定非営利活動法人ハートプラスの会が提唱して、身体に内部障害、内部疾患というハンディキャップがあっても、外観からは判断できないためにまだ社会に十分理解されておらず、電車の中や職場などでいろいろなスペースで、つらい、しんどいと声が出せずに我慢している方々の存在を視覚的に示し、理解をしていただく第一歩とするため、広く利用を呼びかけているものでございます。

マークは会のホームページからダウンロードすることができるため、今後他の障害者マークなどともに窓口にビラを置くことや、新しく手帳をとられる方々に利用の仕方などをお知らせをしていきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 裕君） 6 番中島美晴議員。

〔6 番 中島美晴君発言〕

○6 番（中島美晴君） 6 番中島です。ただいまは、町長におかれましては前向きな、具体的に御答弁をいただきましてありがとうございます。何点か再質問させていただきたいと思います。

まず1点目の、生活排水処理施設についてのところで、水環境の整備についてのところではありますが、先ほどもお話しさせていただきましたように、担当課で本当に下水道の接続率が、昨年度開始されて1年が過ぎたわけですが、本当に一生懸命努力をいただいているわけですが、接続率が低い、その点についてこんなすばらしいチラシも作って、本当に戸別訪問して一軒一軒御理解をいただいておりますということでもあります。

その点について、やっぱり敷地の中まで柵が来ていて接続できないというのは、先ほど町長の答弁にありましたように、やはり経済的な理由でありますとかを挙げられておりましたが、補助の対象がいろいろあるわけですし、そういった具体的に個別に説明をされているかと思いますが、より接続率が向上されるように、すみません、うまく言葉が見つからないんですけれども、具体的に努力されている過程の中で、こういったことに特に心を砕いてお話をされているといったことがありましたら、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） この接続につきましては、先ほどもお話を申し上げましたように、職員が戸別訪問をしてまでも一生懸命努力をしておるところでございますけれども、大きな要因とすると、宅内排水設備工事に係る工事費が非常に高額になってしまうと、そういうことも一つ要因になっているのではないかなというふうに思っておるところでございますけれども、その辺のところも職員が一つ一ついろいろと説明をさせていただいて、26%まで行っているということは事実でございますけれども、今後とも補助制度等につきましてもいろいろと職員の皆さんに説明をしていただきながら、一人でも多くの加入者を増やしていただくように、今後とも努力をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 6 番中島美晴議員。

〔6 番 中島美晴君発言〕

○6 番（中島美晴君） 答弁ありがとうございます。うちは合併処理区域でありまして、下水道が通っていないながら接続していないということですので、将来を、今はまだスタートしたばかりですけれども、本当に将来を考えたときに、この接続率が農業集落排水もそうですけれども、受益と負担の原理から考えますと、接続されない世帯が多いままになってしまうと、本当にそういった費用を一般会計から、今はまだ2期工事という段階ですから組み入れても仕方ないと思うんですけれども、接続率が低いために、その費用を下水道を使っていない人たちの税から、一般会計から繰り入れるようになってしまっは大変だなという、ちょっとそういったことを危惧しておりまして、本当に一生懸命取り組まれておりますので、今後も引き続き接続率の向上に向けて御理解いただき、100%の接続に結びつけていただきたいと思います。これは要望であります。

引き続きまして、生活排水処理のほうの計画の中で、先ほど町長は、今工事している2期工事の後に3期工区として神保原、高崎線南側の区域を入れてやっていくというふうな、ちょっとすみません、聞き取れなかったんですけれども、私は、本来やっぱりどんどん高齢人口社会、上里町も仲間入りしていく中で、人口が密集している地域がやっぱり下水道整備計画区域にふさわしいと考えておりまして、であるならば、3期の区域の中もそうなんですけど、三軒とか三田とか古新田ですかね、あちらのほうの住宅地も整備計画に加えて広げることが望ましいのではないかと、難しいことはわかりませんが、考えておるわけですが、その辺について、区域を見直す、広げる、そういったお考えは町長の中におありかどうか伺います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほども第3期につきましてはお話を申し上げたんですけれども、投

資効果や人口密度地域等の状況を踏まえながら、神保原の駅南、そして三軒、三田地区の2地区3地域をやっていききたいと、そのように考えておるところでございまして、当然、古新田のほうもその考え方の中で今後検討してみたいというふうに思っています。

○議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

○6番（中島美晴君） すみません、聞き漏らしておりまして、大変にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、三田の水利組合さんに加入している受集地は古新田になりますかね、低くて、上流にお家が建ったために、そこに雨水が生活排水ですかね、側溝の雨水が集中するために、ちょっとした雨でも本当に道路が冠水したり、民地に入ってきてしまうというところがあるわけですが、そこに対しまして、先ほど町長が本当に対策を考えていただけるというふうな御答弁をいただいたわけでした、本当に早くその対策が実現されるといいなと思っておるんですけども、何とか可能なんでしょうか。すみません、何か疑うようであれなんですけども、もう本当にしつこく要望もいただいているものですから、緊急対策のことをちょっと書きそびれてしまいまして。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） ちょっと、先ほどもお話を申し上げましたけれども、抜本的な改善は早急には困難でありますけれども、冠水被害の区間につきましては、冠水が軽減できるように現在改善策を検討しておるところでございまして。今回の台風12号におかれましては、古新田、三田地区だけではなくて、上里町全般にわたって浸水被害が大きくなったわけでございます。

全部一遍にというわけにもございせんけれども、やはりそういった被害の大きかったところを優先して、今後工事のほうもやらせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

特に、三田地区の八栄工業さんのところは工場の中にまで水が入ってしまったということでございまして、あそこは今までもいろいろ計画しておったんですけども、管渠として斜めにもう一本入れたらどうだというようなお話もしていたんですけども、それよりも側溝をもう一つ作って、大きな側溝を作って流すほうが早いんであろうというようなお話も今検討しておるところでございまして、優先してその辺のところも検討していきたい。

また、古新田のあそこの水が溜まっておるところ、いろいろ今検討をしておるところでございますけれども、あそこも水中ポンプでやっておったようでございますけれども、ちょっとその辺のところではとても間に合わないということでございますので、今後検討課題にさせてい

ただきたいと思いますが、両方が高くて非常にそのところが低くなっていると、そういう地域でもあるわけですので、どういうふうにしたら改善策としてできるかどうか、今検討をしておるところでございますので、ひとつよろしくをお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（伊藤 裕君） 6 番中島美晴議員。

〔6 番 中島美晴君発言〕

○6 番（中島美晴君） よろしく願いいたします。

もう 1 点、やはり雨水のところなんですけれども、本庄市との境界地域、関根食堂さんの周辺ですね、やはり放流先が行き止まっている、逆にまた上里方面に戻ってきてしまうので、ちょっとした雷ぐらいのわか雨程度でもやはり庭が海のようになってしまって、靴がびちょびちょになってしまうと、そちらのお父さんに言われたわけなんですけれども、その境界線の地域の行き止まりになって、そういったところは何とか生活圏が一体となっている本庄市さんとかその辺で、話し合いというとおかしいですけど、自治体が違うわけなんですけれども、定住圏構想とか広域圏とかいろいろとそういった中で進められているわけで、何とかその辺をいい改善策というのか、対策が得られないのかなということをやちょっと県議さんとも相談をしているわけなんですけれども、町としてはその辺の、本当に放流先が行き場のないお水といいますか、その辺の箇所、確認されているかと思うんですけれども、何年も私、いつも雨が降る度に呼ばれて、こういう状態だということと言われるわけなんですけれども、そういった点についてはどのように対策を考えていただけるのか、ちょっと再度お伺いしたいんですけれども。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） あの箇所も、いつも雨が降ると浸水をしてしまうということは、私も常々感じておるところでございます。ただし、本庄市の側溝へその水を持っていくと、そういうことはなかなかできないわけですので、それも何とか考えなくてはいけないというふうに思っておるところでございますけれども、あそこへ広い側溝を、とりあえずあの場所の水は側溝を通じて窪川のほうへ流すようになっているんですね。ちょっと担当のほうから説明していただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

○まち整備課長（岩田貞祐君） 古新田の本庄境の件だと思うんですが、藤岡県道南側の件だと思います。これについては本庄市の境でありまして、本庄市のほうの側溝のほうに接続するというのは、ちょっと今のところ不可能な状態です。ですから、抜本的な解決策というのは今のところとれない状況で、将来的には下水計画等、そういう形でやる以外にないかなという考

えでおります。

以上です。

○議長（伊藤 裕君） 6 番中島美晴議員。

〔6 番 中島美晴君発言〕

○6 番（中島美晴君） 御答弁ありがとうございます。今、まち整備課課長さんのほうからのお話の中にもありましたように、将来的には下水道区域にしたほうがいいのではないかというふうなお話でしたので、ぜひとも3期工区の見直しの中に検討していただけるとありがたいなと思います。これは要望です。

次に、公園の整備については、遊具の交換等も検討されているということでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。とりあえず先日お話ししました、壊れている遊具の件に関しましては、どのような対策がとられたのかお伺ひいたします。特に私がお話ししたのは2カ所、遊具がだいぶ前から壊れているのかなみみたいな状況だったわけですが、ちょっと今日確認はしてこなかったのですが。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 町の職員もそういう公園の遊具につきましては、定期的に回って検査をしておるところでございますけれども、壊れている遊具があるとすれば、すぐ撤去をすることか直していただくとか、また職員に見てもらって、その辺の対策は早急に講じていきたいというふうに思っておるところでございます。壊れた遊具を使用してけがでもされると大変でございますので、早急に対応していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 6 番中島美晴議員。

〔6 番 中島美晴君発言〕

○6 番（中島美晴君） ありがとうございます。後ほど具体的にお話ししたいと思いますので、早急にお願ひいたします。

1点確認ですが、大きな公園の管理、業者委託されておりますが、そういったところの除草作業とかトイレとかそういうことだけではなくて、遊具もあったら遊具の点検も業者さんがきちっと見る、ではなくて遊具は別の業者さんに委託、どちらかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 大公園につきましても、遊具等につきましてはその業者に一括して委託をしておるわけでありまして、当然その業者が遊具のほうの点検もしながら、遊具が壊れ

ていたら直していただくと、そういう契約になっておるそうでございます。

すみません、訂正します。直すのは町が直すということで、点検だけはそういう形の中でやらせていただいておりますということでございます。

○議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

○6番（中島美晴君） ありがとうございます。再度、公園の遊具の点検のところですけども、私が本当しつこいようで大変申しわけないんですが、命にかかわる、本当にそういったこととございまして、2つ感じている点は、業者委託に本当に尊い皆さんの血税でお支払いを業者さんにしているわけでありますが、実は夏休み前、草がもう以前のときもそうだったんですけども、本当に草が子供の背丈ほど、私の腰まで生えておりますから、忍保のパブリックなんか前はヘビも見ましたので、ちょっとそんな中に怖くて入っていけない状態でした。

夏休み前ですから、やはり子供たちが遊びに行きたくても、あの状態では遊べないわけですね。その中に、かわいい遊具が隠れているんですね。で、見えている滑り台は壊れているんですよ。もう木が腐っているから、1カ月や2カ月ではなくてだいぶ前から腐っていると思うんですね。金久保城址公園のアスレチックの滑車もやはり、もう私、時々あそこは行っておりますが、そのまんま壊れたまんまなんですね。非常に危ない。危険とか使用禁止もないんですよ。遊べないように縛ってあるとかもないんです。

それで私は業者さんに、本当に業者さんが遊具の点検をしているのかどうなのかとちょっと疑問を持ったので、どこがやっていたいているのかと、そういったことで今回取り上げたこともあるわけですし、その辺もちょっと委託されている業者さんに、せっかくの公園があるわけですから、町民が利用しやすいように草が生えたら刈り取る、また本当にそういった壊れている遊具があったら、町のほうにちゃんと報告するということをしていただきたい。

幸い、けが人が町のほうに報告されていなかったからいいようなものの、本当に子供たちの命にかかわることなので、その辺はやはり徹底していただきたいと、これは要望ですが、本当に切にお願いしたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 先ほどもちょっとお話を申し上げたんですけども、8月に埼玉県の地域子育て創造事業の補助金が300万円いただけることになっております。そうした中で、ターザンロープやそういった危険箇所の遊具については補修といいますか直していきたい、だめなものは撤去していきたい、そういうふうに思っておるところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤 裕君） 6 番中島美晴議員。

〔6 番 中島美晴君発言〕

○6 番（中島美晴君） 6 番中島です。よろしくお願いいたします。

最後の公園のところでもう 1 点ですけれども、先ほど公園サポーターと勝手に名前を中島がつけさせていただきましたが、以前提案させていただいた時も、町長は区長会の皆さんや地域の各種団体のいろいろな催し物に行かれたときに、一生懸命身近な地域の中の公園は、自分たちで何とか管理してもらいたいというふうに訴えをしていただいたということを伺っております。

本当に、やはり公園面積があって河原のほうの離れた公園でなくても、町内の中にはそんなに規模は大きくないですけれども、大きな規模は、車社会ですから家族で行く場合は近隣の大きな公園に行って利用されるのも、それも一つの知恵だと思います。町が何でもかんでも町民のためにすべてを作らなければいけないということではございませんので、そのように中島は理解しておりますが、本当に地域の中の身近な公園に関しては、やはり住民協働のまちづくりでみんなの公園だからみんなできれいにしようと、そういう思いで御協力していただけて、公園サポーターとして登録していただく。

先ほどの町長の中で、5 つの小公園については既に団体さんや地域の方たちが管理していただいていると、私も何カ所か回って、ああ、きれいに掃除が行き届いているなど。草もむしっていただいているな、ありがたいなという公園もございましたので、ぜひともそういった町民の方たちにさらに呼びかけをしていただいて、御協力をしていただいて、みんなで自分の地域の公園を愛して利用していただく。また、子供たちの本当にそういった笑い声が聞こえるように見守っていただくと、そういった気持ちで公園サポーターの提案ということをさせていただきました。その点について、再度町長にお考えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

○町長（関根孝道君） 地域にある公園は、かなりその地域の方に公園管理をさせていただいております。本当に少ない予算の中でやっていただいておりますけれども、大変ありがたいなというふうに思っておりますけれども、その公園におかれましても、ただ、老人会だとか区長会だとか、そういう人たちにお願いをしておるところでございますけれども、今後につきましては、子供たちを含めたそういう管理というものがいいかなと。自分たちで使うものは自分たちで管理しようと、そういう気持ちも大切ではないかなと、そういうところにお互いのコミュニケーションが図っていける、そして地域の発展が図れるのではないかなと、そういうこともあるわけですので、今後区長会とも相談をさせてい

ただく中で、そういう公園サポーターみたいなものを作ってやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤 裕君） 6 番中島美晴議員。

〔6 番 中島美晴君発言〕

○6 番（中島美晴君） 最後 1 点だけ確認です。特に児童公園に関しましては、学校等でも実施されております親子除草作業といった形で、毎月やらなくてもいいわけですから、そういった機会も何とか考えていただきたく、育成会さんとか児童館を利用されているお母さんたちとかにも声かけをしていただけたらなと思います。これは要望であります。

以上、中島の質問を終わります。

○議長（伊藤 裕君） 6 番中島美晴議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告があった一般質問は全部終了いたしました。

◎散 会

○議長（伊藤 裕君） お諮りいたします。

会議規則第10条第2項の規定により、あす9月21日の会議は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤 裕君） 御異議なしと認めます。

よって、あす9月21日の会議は休会とすることに決定しました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時0分散会